

BTMU

中国月報

第61号 (2011年2月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 2010年中国税務総括と2011年の中国経営リスクを考える

■ 経 済

- ◆ 中央経済工作会議と2011年中国経済運営の主要課題
～インフレ抑制とCPI構成問題に注目～

■ 産 業

- ◆ 中国石炭業界の現状と今後の見通し

■ 人民元レポート

- ◆ 中国資本市場の動向について

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～中国・シンガポール租税条約に対する税務局解釈指針のうち、キャピタルゲイン
条項に関する新解釈について～
- ◆ 人 事：ステージごとに異なる中国人材マネジメント取り組み（1）－3つのステージ－

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行

目 次

■ 特 集

- ◆ 2010 年中国税務総括と 2011 年の中国経営リスクを考える
NERAエコノミック コンサルティング 1

■ 経 済

- ◆ 中央経済工作会議と 2011 年中国経済運営の主要課題
～インフレ抑制と CPI 構成問題に注目～
三菱東京UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在 9

■ 産 業

- ◆ 中国石炭業界の現状と今後の見通し
三菱東京UFJ 銀行（中国）企画部 企業調査チーム 14

■ 人民元レポート

- ◆ 中国資本市場の動向について
三菱東京UFJ 銀行（中国）市場業務部 22

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～中国・シンガポール租税条約に対する税務局解釈指針のうち、
キャピタルゲイン条項に関する新解釈について～
ブライスウォーターハウスクーパース中国 25
- ◆ 人 事：ステージごとに異なる中国人材マネジメント取り組み（1）
－3つのステージ－
マーサー ジャパン 28

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特 集「2010年中国税務総括と2011年の中国経営リスクを考える」は、2010年の中国税務を振り返り、今後の税務動向とそれに伴う日系企業の中国経営リスクについて考察しています。2010年の税収は前年比+23%の伸びを示しましたが、2011年の伸び率は10%を下回ると見られています。今後の税務政策の方向として、営業税の増値税への統合、増値税の輸出還付率の変更等が見込まれる中、企業はこれらの動きを踏まえたシミュレーションや損益構造の構築が望ましいとしています。また、出向者に対するPE課税や就労ビザ発給制限、外国人の社会保険加入等のリスクについて解説した上で、その対応として「経営の現地化」がポイントになると同時に、こうした中国経営リスクは「互惠主義」に基づき左右されることも予想され、日本の制度改革と表裏一体である点も認識すべきと指摘しています。

経 済「中央経済工作会议と2011年中国経済運営の主要課題」は、昨年12月の中央経済工作会议で決定した2011年の財政・金融政策と今後の経済運営の課題について纏めています。会議では2011年について、従来の「積極的な財政政策」を継続する一方、「適度に緩和的な金融政策」から「慎重な金融政策」に転換し、インフレ抑制に主眼を置く方針を明らかにしました。足元の物価は食品価格と住居価格の上昇が押し上げ要因となっているのに対し、CPIの構成を見ると、近年特に支出が増加した住居類のウェイトが低い水準に抑えられている為、政府の統計とインフレの現状や個人の物価変動に対する感触との間に大きなギャップがあるとしています。今年春までインフレ高進が続くとの見方が多い中、今回のインフレが中低所得者層の生活に与える影響が大きいことから、今後、物価の現状を的確に反映し、マクロ政策の参考になるようなインフレ統計制度の改善が課題になると指摘しています。

産 業「中国石炭業界の現状と今後の見通し」は、世界最大の石炭消費国であると同時に、米国・ロシアに次ぐ石炭資源保有国でもある中国の石炭業界の現状と今後の見通しについて纏めています。中国石炭産業の需要、供給、価格、業界構造・収益状況について振り返った上で、今後の市場動向について、需要は拡大を続けるものの、そのペースは過去10年の平均値を下回る年率5~6%増を予想、供給は国内の石炭供給能力が年率3~4%増と、需要拡大ペースを下回る可能性が高いと見ており、輸送費上昇等のコストアップ要因が続くとみられることも勘案すると、国産石炭価格は総じて穏やかな上昇傾向を辿り、つれて輸入石炭価格も上昇基調を辿るものと予想しています。こうした石炭価格のトレンドは、参入企業の収益上プラス要因となる一方で、今後、環境対応コストの増加や資源税の税率引き上げ等の追加コストの増加も見込まれるため、各社においては価格上昇に捉われずコスト削減や周辺事業への多角化等による収益増強に継続的に取り組むことが肝要と指摘しています。

人民元レポート「中国資本市場の動向について」は、「緩和的」から「穏健」に転換した2011年度の金融政策運営方針の下で、中国の資本市場が受ける影響について考察しています。株式市場については、昨年来の相次ぐ利上げと預金準備率の引上げ、不動産価格抑制のための各種措置、今後予想される中資系銀行の増資等が株価の重石となると見えています。一方、債券市場については、一般企業の債券発行の拡大に伴いこの2年間で直接金融市場の発展が進んだとし、今年は過剰流動性対策として、銀行貸出が抑制されると見られることから、CP、MTNを中心に一段の市場拡大が見込まれるとしています。なお、バブル崩壊の一因となった日本の不動産融資総量規制と比較して、中国の不動産融資は当初より制限されていることから、今回の融資規制の影響が一気に拡大するとは思われないものの、一連の規制の影響については注意深く見てゆきたいとしています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、キャピタルゲイン条項（資産価値の50%以上が直接的或いは間接的に不動産で構成されている株式）について、中国が外国と締結した条約の解釈・実施に適用されると示している、「中国・シンガポール租税条約に対する税務局解釈指針」における新解釈を解説しています。

人 事「ステージごとに異なる中国人材マネジメント取り組み(1) - 3つのステージ -」は、今後、中国市場に関わる人がますます多くなっていく中、多様化・複雑化する中国人材マネジメント上の課題を整理する視点として「3つのステージ」という概念を紹介し、各ステージにおける課題解決のヒントを複数回に亘って解説します。3つのステージとは、「基準策定ステージ」（中国の社会・経済環境に即した会社と社員のコミュニケーションの為の基準作り）、「基盤構築ステージ」（人事制度設計・導入・運用を含むオペレーションの立ち上げ）、「施策展開ステージ」（自社特有の戦略的な課題への取り組み）からなり、早期に「施策展開ステージ」に到達することが、中国で成功する人材マネジメントの要件であると指摘しています。



2010年中国税務総括と2011年の中国経営リスクを考える

NERAエコノミック コンサルティング 中国総代表
日本国公認会計士・税理士
鈴木 康伸

2010年の税収と2011年の税務政策概観

下表は中国の2010年度税収である。

(表1) 中国の項目別税収

(単位：億元)

項 目	2009 年	2010 年	増加率	構成比
税収総額	59,522	73,202	+23%	100%
国内増値税	18,481	21,092	+14%	41%
国内消費税	4,761	6,072	+28%	
輸入貨物増値税、消費税	7,730	10,487	+36%	
輸出貨物増値税、消費税	-6,487	-7,327	+13%	
営業税	9,014	11,158	+24%	15%
企業所得税	11,537	12,843	+11%	18%
個人所得税	3,949	4,837	+22%	7%
その他	10,536	14,040	+33%	19%

注) このほか、非税収入（行政手続費など）が9,878億元ある。

税収総額は7兆元の太台に達し、伸び率では23%を示している。また、非税収入を加えた財政収入総額では、8.3兆元（約104兆日本円）を計上した。

内訳としては、依然として間接税（増値税、営業税、消費税）が過半を占めており、活発な国内消費に支えられて堅調な伸びを示している。

交通インフラ、環境整備、エネルギー、農業など今後とも多額の財政支出を必要とする中国であるが、2011年のGDP成長率、税収の伸び率は共に10%を下回る計画としているようである。ここには、中間所得層にとって減税となる個人所得税の税収減が反映されよう。個人所得税の改正として、現在5%から45%まで9段階に分かれている税率の簡素化を図り、特に太宗を占める月収5,000元から2万元以下の所得階層の税率を20%から15%に軽減することが計画されている。

間接税の改正では、営業税の増値税への統合・一本化が今後の中長期的課題である。付加価値率の多寡によるので、統合・一本化が増税、減税のいずれになるかは一概にいけないが、特に増値税項目（仕入）と営業税項目（売上）が混在する製造業、貿易業、サービス業などにおいては、営業税対象取引が増値税になった場合のシミュレーション（損益への影響と顧客への価格転嫁の

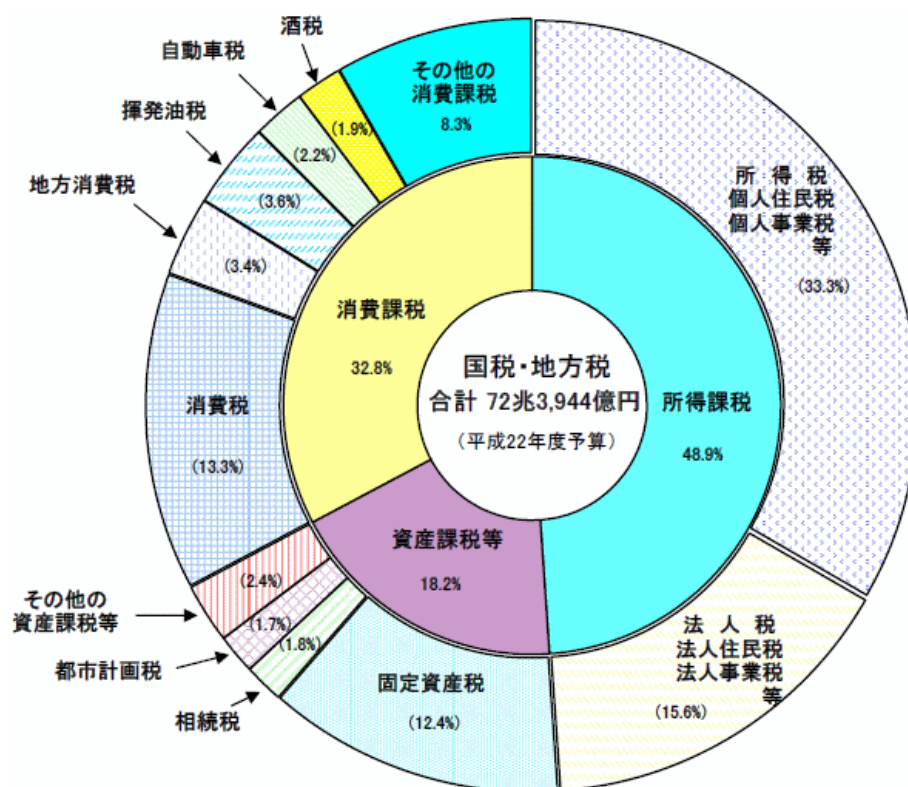
可能性) は行っておいた方がよい。

増値税の輸出還付率は、特定産業の育成と諸外国、特に欧州、米国の対中アンチダンピング対策の状況に応じて政策的に変更される可能性を考慮し、原材料を中国内で調達し、製品を輸出する企業においては、数%の還付率減率を数年間は吸収できる損益構造を構築することが望ましい。増税項目としては、計算上間接税の一種であるといえる、都市維持建設税及び教育付加（増値税、営業税、消費税の間接三税税額に約 10%の率を乗じた額）が昨年 12 月より外資系企業・外国籍個人にも課されることとなった。

また、不動産価格抑制のための政策目的もある不動産税（一般住宅では不動産基準価格の 0.5-0.6% 程度）が重慶、上海、北京、深圳などで、高級住宅あるいは 2 軒目以降の住宅など一部に限定して試験的に実施されると予想され、国内消費に影響を与えるかもしれない。このほか、外資系企業に直接の影響がないものの、遺産税、贈与税の導入も今後の検討課題としてあげられよう。

参考までに、わが国の国税、地方税を合わせた歳入を下記に記す。

わが国の税収～平成 22 年度予算ベース（出所：財務省ホームページ）



2007 年度 96 兆円、2008 年度 84 兆円、2009 年度 72 兆円と実に 2 期連続で 12 兆円ずつ減収となっており、2010 年では完全に税収が日中逆転となってしまった。平成 23 年度は景気刺激のための法人税率の 5%引き下げの一方で、税収を如何に維持するかは健全財政の観点から重要であり、課税ベースの拡大と税務調査の活発化（損金否認項目の厳格化）が止む無しとされよう。国際税務関係においては「寄付金認定」、特に中国出向者に対する給与の較差補てんに対する損金否認事案が増えるものと予想される。一方で、中国では出向者に対する PE 課税が懸念され、日中双方で二重課税となるケースも想定される。

出向者 PE 課税の示唆する中国経営リスク

第12次5カ年計画では、国民の所得倍増を謳っており、税務を含めた各種政策は当該目的を達成するために戦略的に施行されるであろう。その意味で、出向者に対する PE 課税の行方は税務の問題に留まらず、中国国民の所得増加の程度、都市中間層に対する雇用機会の提供度合と互惠主義に基づくわが国の外国人に対する就労ビザの発給の状況に左右されるのではないかとみている。

2010年7月に公布された中国・シンガポール租税条約解釈通達（以下、75号通達）は、他国との租税条約においてもその解釈を援用する旨が規定されている。

75号通達では、海外本社が中国に法人を設立して中国において独立した実体を有して法人経営を営むことそれ自体が PE を構成することはないとあり、独立した実体を有しているかの判定では以下の点が考慮される。

1. 子会社の要請に基づき親会社が人員を派遣していること
子会社への派遣人員の人数や基準を親会社が決定している場合は該当しない
2. 当該人員が子会社と雇用関係を有していること
3. 子会社が当該人員に対する指揮命令権を有していること
4. 業務の責任とリスクが子会社にあり、親会社とは無関係であること

本社と現地法人間での派遣基本契約書の締結、現地法人の董事会等による派遣者の任命、現地法人と各派遣者との雇用契約の締結が、果たしてどこまで徹底されているであろうか。問題の解決はまず、少なくともこれらの外観を整えているかどうかからはじまる。

当該条件を充足する限り、現地法人に出向する派遣者の日本払給与を子会社に付替えるにおいて、現地法人の損金となるとともに出向者 PE 課税問題は回避される。外貨管理政策（外貨の目的外流入の制限）との兼ね合いになるが、現地法人での給与負担が促進される政策という正の側面を持つ。

一方で、当該人員の給与が本社により負担されたままである（付替えがなされない）場合に、親子間の特別な関係から、PE を構成すると判断される“可能性”がある、と規定されていることに注意しなければならない。当該人員の給与が本社に負担されたままであるという事実が本社が当該人員の派遣により何らかの利益を得ているとの憶測を呼び、派遣者を通じて本社が中国で事業活動をしているのではないかと PE の存在と課税、というロジックに繋がる。当該通達の主旨は現地法人の笠を借りて外国法人が中国で経済活動を行うことに網をかけることにあり、較差補てん給与＝PE という解釈をしているわけではない。しかしながら、規定の執行が中国各税務当局の解釈に任せられている書きぶりから考えて、本社の給与負担の事実のみを以って、PE の構成が個別認定される可能性は否定できない。当該派遣が、特に本社職員の海外業務経験の習得（語学研修を兼ねたご奉公）というだけのものであれば、無形の利益が日本に生まれると推定もされ、この場合は、日本側負担費用に相応のみなし利益を推定され、PE 課税を受けることもありうる。

法人税法における較差補てん給与の主旨は、出向元法人の使用人が出向先で勤務するにあたり、出向先との給与「格差」（及びそれに伴う経営上の軋轢）を顕在化させないために、「出向元法人は出向先との間において依然として雇用契約を維持していることから出向元法人は出向者に対し出向後においても従来どおりの給与水準を保証する義務がある¹」ことから、出向元で当該費用を

¹ 「実例問答式寄付金の実務」（財団法人大蔵税務協会）

負担するにおいて損金算入を認める（法人税基本通達 9-2-47）というものである。ここでは、極めて日本的な給与「格差」を顕在化させない税法的な配慮が採られているわけであるが、「在籍出向」という形式が海外において必ずしも一般的であるとはいえず、DUAL CONTRACT（二重の雇用契約）ともとられかねないリスクを秘めている。では、較差補てんを止めたらどうなるか。子会社職員との給与格差が顕在化して労働争議が生じることも懸念されよう。給与格差解消のためには、現地法人従業員のベースアップが必定であり、これこそが所得倍増の国家方針に合致するのである。

子会社の負担を少なくするために良かれと思ってやっていることが、逆に、本社が負担するのは何か利得があつてのことに違いない、と勘ぐられることは日中の考え方の違いを如実に表している。現地負担を増やせば給与の内外平等が求められ、負担増を嫌うのであれば出向者数を制限するか、PE 課税のリスクを甘受することになる。

出向者に対する PE 課税は、現地法人で派遣者給与を負担する趨勢となり、中国人従業員の給与ベースの拡大に繋がるという状況にある限りにおいて緩やかに執り行われるであろう。

結果として、現地法人の運営コストが増加し、損益の悪化、企業所得税の減収が懸念されるが、これに対しては移転価格税制の執行を以って損益の悪化に歯止めをかける対応がなされると思われる。

給与負担の現地化の次なる施策としては、就業ビザ発給の制限を予想しておかなければならない。中国は方向性として「経営の現地化」を推進すべく戦略的に動いている。中国の目指す経営の現地化は、高級幹部への中国人の登用であり、日系企業のめざす国際化とは必ずしも一致しないかもしれない。本社職員の現地への大量派遣が中国人幹部登用の機会を失わせるものであるならば、このような国際化は歓迎されないであろう。

税務規定ではないが「外国企業常駐代表機構登記管理条例」には、駐在員事務所の外国人の派遣は4名までという人数制限が課されており、今後、現地法人の規模に応じて同じような人数制限が課される可能性も否定できない。或いは香港の法人や中国の銀行支店幹部に適用されているように、派遣者の学歴や技能によるビザ発給の制限が拡大することも想定しておくべきであろう。これまでは、中国への経済的貢献が大きいとされてきた日本から中国への人員の派遣も「互惠主義」、すなわちわが国の労働市場の開放度に合わせて中国が派遣に制約をかけることは昨今の国際情勢から考えれば十分に予想されるものなのである。ビザ発給制限リスクがわが国だけに留まらず、外国諸国に平等に課されるのであればそれも止む無しといえるが、欧米或いはアジア諸国に比べてわが国の労働市場の開放度合が政策当局にいかんにか映っているかは不確かである。現地法人のコスト増大を抑え、また労働市場の開放を見返りに中国への派遣者の就労ビザの発給が制限される可能性も想定して、現地法人の中国人幹部候補生を早急に育成し、経営の現地化を図ることが肝要である。

ビザ発給制限リスクに代表される「互惠主義」に基づく中国のその他の主張としては、日本における法人設立に関する実務的制約があげられよう。

外国人・外国法人が日本で法人を設立しようとする場合には、定款への記名、実印押印が必要であり、印鑑証明も提出が要求される。これは、日本に既に居住しており、外国人登録、印鑑登録をしている外国人であればよいが、海外在住の外国人を想定したものではない（本人の署名を公証人あるいは大使館で認証を受ける方法もある）。さらには、代表取締役は日本に住所を有することが条件とされており、日本に法人を設立して「投資・経営」在留資格を得るためには、1、事務所の存在、2、二人以上の常勤職員の確保（または500万円以上の投資規模、年間経費が500

万円以上見込まれること)、3、資格申請者個人の500万円以上の出資、4、安定・継続性のある事業の証明を以って、入国管理局へ申請する必要がある。これは、日本国籍を有する共同経営者（或いは名義上の日本国籍者、在留資格者）の存在を前提としており、日本において外国人・外国法人だけで法人を設立しようとすると、実務的に多くの障害があると言わざるを得ない。最近の新聞報道でもあるように、日本の投資環境の開放度は諸外国に比べて低いと言われており、日本人・日本法人のみで法人が設立でき、取締役（董事）の常駐などの制約がない中国と比べてもわが国の外国投資に対する開放度は劣っている。中国温州市の個人に対する海外直接投資の試験的解禁（2011年1月17日 日経新聞記事）など、中国の「走出去」政策が本格化すると予想される中、各国の外国投資に対する姿勢が比較され、日本での法人設立、ビザ発給に実務的制約があることが明らかになるにつれて、「互惠主義」に基づき中国で働く日本人に対するビザ発給が“実務的に”制約を受けることがないか懸念を抱くのは私だけであろうか。

社会保険制度改革と中国経営リスク

昨年10月に社会保険法が改正となり、本年7月1日から施行されることとなっているが、同法97条には「外国人が中国内で就業する場合には、本法規定を参照して社会保険に参加することとする」とあり、当該条項が義務なのか任意なのかをめぐり議論となっている。以下では当該問題につき、中国の特に養老年金制度を中心に解説する。

まず、中国の社会保険制度を概観しよう。下表は中国における社会保険五制度の収支報告（2008年度）である。

（単位：億元）

項目	五基金合計	養老年金	失業保険	医療保険	労災保険	児童保険
一、収入	124,362	87,482	5,855	27,819	2,054	1,152
1、基本養老保険	71,432	71,432				
2、失業保険	5,642		5,642			
3、医療保険	25,913			25,913		
4、労災保険	1,976				1,976	
5、児童保険	1,076					1,076
6、財政補てん	14,447	13,409	15	1,018	4	1
7、利息収入	2,672	1,868	189	553	61	0
二、支出	88,957	64,993	2,554	19,475	1,190	744
1、基本養老保険	63,273	63,273				
2、失業保険	1,396		1,396			
3、医療保険	19,053			19,053		
4、労災保険	1,149				1,149	
5、児童保険	203					203
三、当年繰越額	35,405	22,489	3,301	8,344	864	407
四、年末残高	140,938	90,836	13,099	31,624	3,743	1,637

五制度全てにおいて収入が支出を上回る状況にあり、2008 年末の五基金合計残高は日本円ベースで 176 兆円に達する。単年度の余剰が 3 兆元超（40 兆日本円）を計上しているので、2010 年末では繰越残高が 2 兆元を超えているものとみてよい。ただし、上表は簿価ベースの統計と予想され、運用損益が反映されているか（時価ベースかどうか）は不明であり、運用損失による基金の残高不足が顕在化した時点において、外国人の基金加入義務化が議論となるかもしれない（運用失敗の責任問題となるために問題の顕在化は当面先送りされるだろう）。

仮に在中外国人に社会保険が適用されることとなった場合の負担はどうなるか。

外国人に關係する養老、医療、労災の三保険の会社及び個人負担料率を上海市を例にとり下記に記す。失業及び児童保険はその性格上、外国人が加入する性格のものではなく、また、五制度以外で中国国民が多く加入し企業の負担も大きい住宅基金（上海市の場合会社負担 7%、個人負担 7%）も外国人非適用と考える。

類別	会社負担	個人負担	合計
養老保険	22%	8%	30%
医療保険	12%	2%	14%
労災保険	0.5%	0%	1%
合計	34.5%	10%	44.5%

基準月額給与	10,000	10,000	10,000
三保険料合計	3,450	1,000	4,450

三基金合計で会社負担 34.5%、個人負担 10%の 44.5%となり、基準月額給与が 1 万元である場合の保険料は 4,450 元となる。社会保険制度は中国の各市レベルでその料率と支給基準が若干異なるものの、基準月額給与に上限を設けていることは共通しており、完全に支給給与額に料率を乗じて計算されるものではない。各市とも月額 1 万元前後を上限としていることから、上記計算は日本から派遣される従業員に対する社会保険課金リスク月額と考えてよい。派遣者の場合で個人負担部分も会社が負担するのであれば総計で一人当たり年間 53,400 元（日本円約 70 万円）のコスト増となる。

但し養老保険は制度上、賦課方式と積立方式が混在しており、個人口座に積み立てられる部分（個人負担と会社負担の一部で合計 10.5%）は制度脱退時に還付されるため、最終的な負担は一人当たり年間約 4 万元（日本円約 50 万円）となる。

社会保険法 97 条「(原文) 外国人在中国境内就業的、参照本法規定参加社会保険」はいかに解釈すべきなのであろうか。表現上は、義務を意味する「应（該）」や、任意を示す「可（以）」の助動詞がなく、いずれにも解釈できる。基金が潤沢であることと、運用損が顕在化していないことを鑑みれば、当面は義務化の可能性は少ないと考えてよい。但し、（現地採用従業員など）外国籍従業員からの自発的な加入申し出があった場合にはこれに応じる義務がある。医療保険への参加は中国語が堪能で、社会適応力がある若年者にとってはメリットがあるし、養老保険の会社負担部分が帰国時に個人に帰属するということであれば、個人にとっては運用利息以上の利回りが見込めよう。

では、養老保険の収支状況と人口構成の変化からみて年金資産の目減りから生じる、外国人の制度強制加入リスクが顕在化する時期はいつ頃となるのか。

養老保険の個人口座部分の年金給付は、個人口座積立部分の累計額（運用益考慮後）を120で除した額（即ち10年を想定）が、支給年齢に達した時点から開始される。35年の加入、期間平均で月額五千元の基準給与であったとするならば、 $5,000 \text{ 元} \times 10.5\% \times 12 \text{ 月} \times 35 \text{ 年}$ （平均勤続年数） $\div 120 = 1,837 \text{ 元}$ が年金支給月額である。

また、会社負担部分から構成される賦課方式の基礎年金部分は、各市の平均月額給与に料率1%と勤続年数を乗じて計算される。例えば、上海市平均給与4,000元 $\times 1\% \times 35 \text{ 年} = 1,400 \text{ 元}$ となる。両者を合わせると3,237元/月、年間では4万元弱である。

中国13億人の将来における年金を永続的に支給するために必要な財源を考えると、現在は総人口の12.5%、1.67億人である60歳以上の人口が今世紀の半ばに4億人に達するとの予測があり、予想されるピーク時総人口14.7億人（2030年前後、これ以降も同水準で推移すると仮定）の27%に達する。4億人に年間4万元の年金を支給するには、総額14兆元規模の収入を維持しなければならない。労働力人口のピークは今後10年間と予想され、この間に雇用を拡大してどれだけ基金をストックできるか、が年金制度維持のキーポイントとなる。おそらく数十兆元の積み増しは期待しているだろう。

ここで頭をもたげてくるのが「互惠主義」である。参考までに日本の年金収支及び残高（平成20年度）を下記に示す。

		厚生年金	国家 公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	私立学校 教職員 共済	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入総額		312,930	17,815	47,274	4,048	51,314	192,601	394,314
保険料		226,905	10,432	30,188	3,190	17,470	—	288,186
国庫・公経済負担		54,323	1,747	4,630	637	18,558	—	79,895
追加費用		—	3,538	9,445	—	—	—	12,982
その他		472	33	100	76	71	42	794
支出総額		361,078	21,272	56,987	4,281	58,344	192,526	462,818
給付費		226,870	16,736	43,917	2,508	15,779	154,458	460,269
その他		1,046	16	139	2	1,346	0	2,549
運用損益分を除いた 単年度収支残		△ 48,148	△ 3,457	△ 9,712	△ 232	△ 7,029	75	△ 68,504
運用による損益	時価ベース	△ 87,252	△ 3,356	△ 26,799	△ 2,572	△ 5,924	172	△ 125,731
年度末積立金の 対前年増減	時価ベース	△ 135,314	△ 6,813	△ 36,512	△ 2,804	△ 12,789	—	△ 194,233
年度末積立金	時価ベース	1,166,496	82,145	362,067	31,523	71,885	7,246	1,721,362

注）制度間の入り繰りがあるために各制度の合計と制度全体の金額は一致しない

単年度収支がマイナス（6.8 兆円）であることに加え、運用損失（12.5 兆円）が影響し年度末積立金総額が 172 兆円と、中国の五基金合計額と肩を並べてしまった。

税方式の導入、未加入者問題など多くの議論がなされているが、制度設計は政治家に任せるとして、ここでは外国人勤務者に対する日本の年金制度をみてみよう。

外国人勤務者が働く事業所が健康保険および厚生年金保険等の適用事業所であれば、外国人勤務者は健康保険および厚生年金保険等に参加する義務がある。

両保険とも制度参加及び保険料に対する外国人に対する特段の優遇措置はなく、日本人と同様に給料に応じた保険料を納入することとなる。年金については、短期在留外国人に対する脱退一時金制度があるものの、下記のとおり金額が限定される。

加入月数	還付額
6 カ月以上 12 カ月未満	平均標準報酬額×最終月の属する年の前年 10 月の保険料率×1/2×6
12 カ月以上 18 カ月未満	平均標準報酬額×最終月の属する年の前年 10 月の保険料率×1/2×12
18 カ月以上 24 カ月未満	平均標準報酬額×最終月の属する年の前年 10 月の保険料率×1/2×18
24 カ月以上 30 カ月未満	平均標準報酬額×最終月の属する年の前年 10 月の保険料率×1/2×24
30 カ月以上 36 カ月未満	平均標準報酬額×最終月の属する年の前年 10 月の保険料率×1/2×30
36 カ月以上	平均標準報酬額×最終月の属する年の前年 10 月の保険料率×1/2×36

年金は事業所と個人が折半することとなっており、計算式から分かるように、還付を受けることができるのは個人負担部分のみであり、3 年以上勤務したとしても還付される額は最大 3 年分である。外国人の日本での雇用拡大を目指すのであれば、年金費用の負担も軽減する（5 年未満の短期在留外国人には参加を免除するなど）制度設計が必要であろう。さらに、事業所（法人）負担部分は還付されず徴収されたままとなっていることは、互惠主義に基づき、中国の年金制度への外国人の参加を強制する根拠ともなりうることに注目すべきである。

総括

日本人の海外勤務者を増やし経営の国際化を進める施策の一方で、外国人が日本で勤務しやすくする施策を採り、外国人雇用のための負担を軽減する制度設計は、日本の景気浮揚と国際化に有用であるのみならず、これらの開放、優遇度合がわが国企業、邦人が受ける中国の経済政策（税制）にも影響することを我々はもっと認識すべきであろう。中国の経営リスクは日本の制度改革と表裏一体である。

(2011 年 1 月 25 日)

(執筆者連絡先)

NERA エコノミック コンサルティング

中国総代表 日本国公認会計士・税理士 鈴木 康伸

住所：上海市淮海中路300号香港新世界大厦36階

E-mail : yasunobu.suzuki@nera.com

TEL : +86 21 6103 5544



中央経済工作会议と2011年中国経済運営の主要課題 ～インフレ抑制とCPI構成問題に注目～

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

1. 「積極的な財政政策と慎重な金融政策」に転換

2010年12月10～12日の三日間で、共産党中央委員会と国務院の主催で2011年の財政・金融政策と経済運営方針を決める中央経済工作会议^(注1)が北京で開催された。例年と同じように、本会議には胡錦涛国家主席をはじめとする最高指導部、各省・自治区、直轄市の共産党組織と行政組織のトップ、中央と国家機関各部門、各地区軍隊、及び中央直属企業の責任者が参加した。

今年は第12次5ヵ年計画の開始と政権交代の年に当たるため、会議中、上層部でマクロ政策の方向性について激しい議論があったと香港のマスコミが報道している。結果的には「積極的な財政政策と慎重な金融政策」の実施に加え、比較的速い経済成長の維持、構造改革及びインフレ抑制という三つを主要任務とするといった中立的な内容になった。

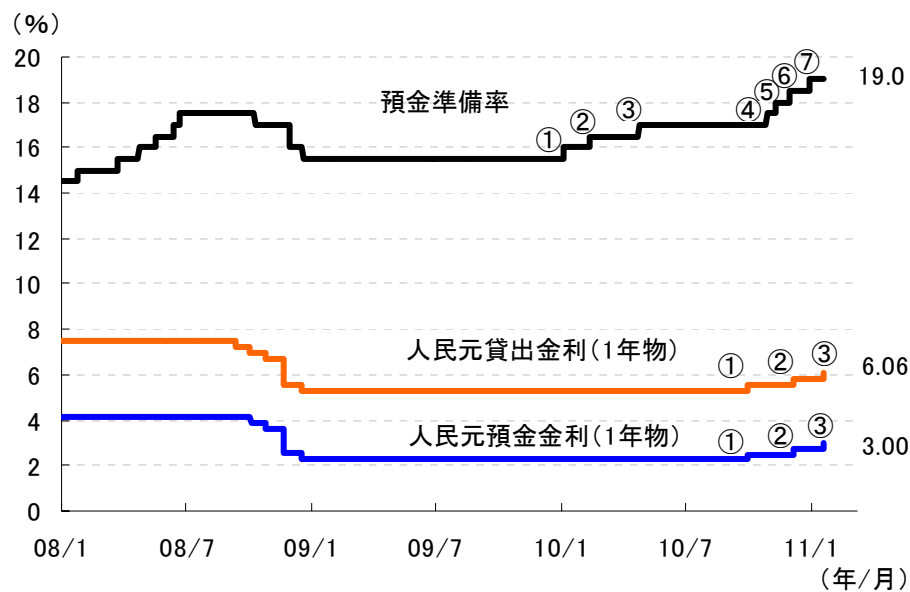
今回の会議決定によって、従来の積極的な財政政策を継続すると同時に、金融政策に関して、これまでの「適度に緩和的な金融政策」から転換し、来年はインフレ抑制に主眼を置いた「慎重な金融政策」を実施することになった。

このような積極的な財政政策と慎重な金融政策の組み合わせは、1998年のアジア金融危機以降初めてみられたものであり、ポスト金融危機時代において欧米諸国の景気回復にまだ不確実性が多い中で、国内の持続的な経済成長維持に配慮する慎重なスタンスを示している。

中国人民銀行は会議開催のタイミングに合わせて、その初日の2010年12月10日には利上げに踏み込まなかったものの、金融機関が中央銀行に預け入れる預金準備率を0.5%引き上げた。続いて同月中に預金金利と貸出金利の引き上げ、翌月には預金準備率の再度引き上げを発表し、これにより預金準備率は史上最高水準の19.0%となった(図1)。昨年10月から今年2月に至る短期間のうちに4回の預金準備率の引き上げと3回の利上げを行った背景には余剰資金を吸収し、貸出の伸びを抑制する狙いがあったとみられる。

(注1) 中央経済工作会议：毎年12月上旬に共産党中央と国務院が開催。翌年の財政・金融政策と経済運営方針を決める上で最も権威のある会議。

図1 中国の金利水準



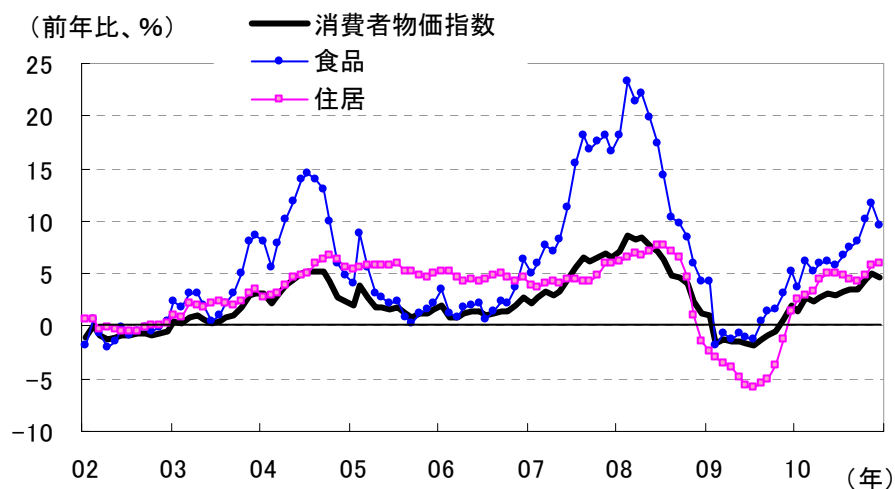
(出所) Bloombergより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

2. インフレの抑制が 2011 年の主要課題に

中国ではリーマンショック後の過剰流動性の再燃を背景に、インフレが高進している。2010年12月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+4.6%と、2008年8月以降の最高水準を記録した11月の同+5.1%から若干緩和したもの、依然高い水準にある。

昨年12月のCPI構成項目を見ると、食品価格(前年比+9.6%)と住居価格(前年比+6.0%)の上昇が依然として著しく、インフレの高進を牽引している(図2)。食品価格の中では、特に卵、穀物、油類が大幅に上昇しており、中低所得層市民の生活への影響が大きい。インフレ進行によって1年物定期預金の実質金利がマイナス1.8%となり、個人の預金離れと資産価格の上昇が懸念されており、利上げ措置の継続的な実施が期待されている。

図2 中国の消費者物価指数



(出所) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

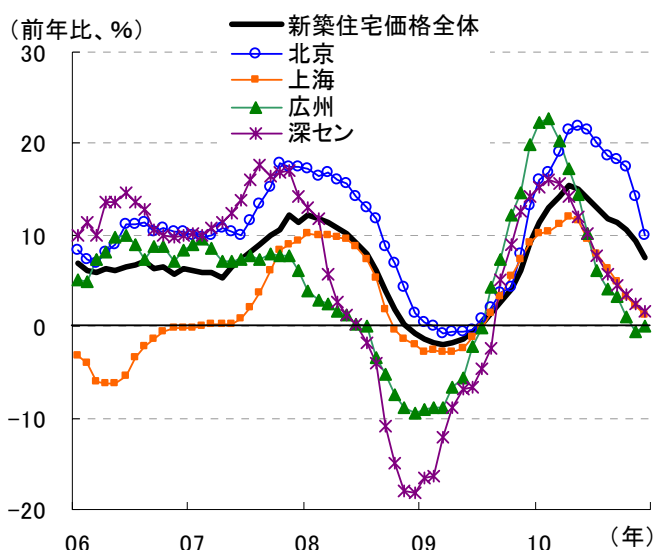
国務院は2010年11月に緊急物価安定策(計16項目)を発表し、食品を始めとする生活必需品については必要に応じて価格統制を実施する方針を打ち出している。ただ、過剰流動性によるインフレであるのに加え、政策の効果が出るのは時間がかかるため、今年春までインフレ高進が続くとの見方が多い。今後、中国政府は政権交代に向けて社会安定とインフレ抑制を一層重視するとみられ、地方幹部の行政責任制、価格統制、及び商業銀行の貸出に対する行政指導を通じて中央のコントロール力を強化する方向にある。

他方、住宅価格に関しては、2010年10月初めに主要大都市でこれまでに最も厳しい住宅購入規制策を導入したにもかかわらず、住宅売れ行きの冷え込みが見られない中で、同年12月の70都市新築住宅価格は前年比+7.6%と、依然高い伸び率を維持している(図3)。

今回の経済工作会议で所得分配制度の改革が提起されたものの、不動産税導入などの住宅価格抑制策には言及されなかった。全国範囲で住宅販売の好調が続いている中で、住宅関連引き締め政策の出尽くし、及び強い実需による住宅価格の上昇長期化が懸念される。

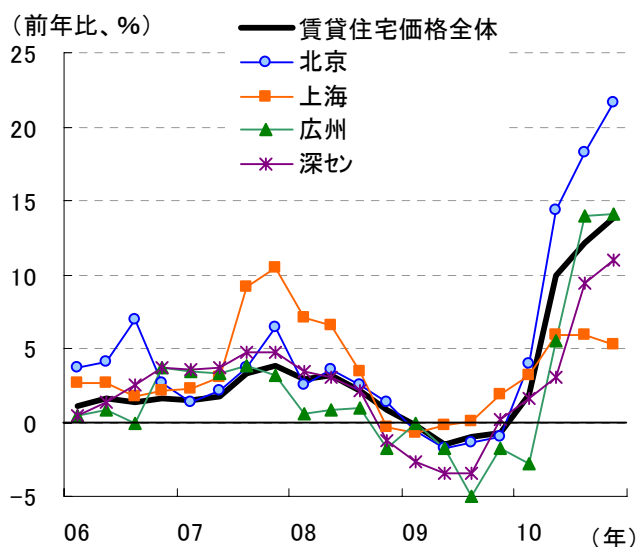
近年の住宅価格急騰が賃貸価格を押し上げ、2009年後半から都市部の賃貸住宅価格は急ピッチで上昇している(図4)。住居を賃借している個人の住居関連支出が急増し、特に中低所得層に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

図3 新築住宅価格の推移



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図4 賃貸住宅価格の推移



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

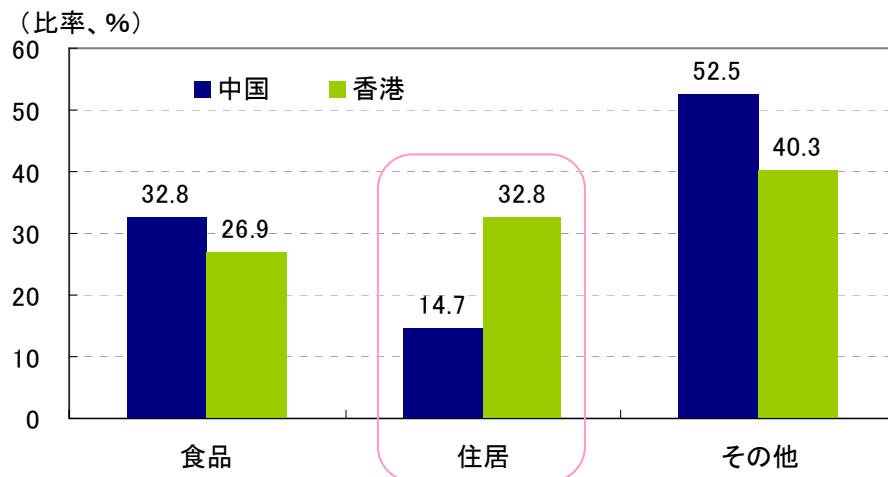
3. 統計データよりも深刻な中国のインフレ状況

中国では政府のCPI指標構成に個人支出の変化が的確に反映されておらず、物価変動に対する個人の感触と政府発表の統計数値との間にズレがあることがよく指摘されている。この背景として、近年の制度改革によって中国人の住宅、医療、教育、保険などの支出が増加したにも関わらず、CPI構成ウェイトがそれに依拠していないとの問題がある。特に住居関連では、住宅価格の急騰が個人の家賃支出を押し上げており、市民の物価上昇に対する実感は政府発表のインフレ数値を遥かに超えている。

中国のCPI指標構成に関しては、公式発表が少ないが、統計局幹部の発言や報道などの情報を纏めることで、内訳の公表がある香港と比較することができる。

まず、CPIの中の住居類価格（電気・水道・ガス代を含む）について、香港では32.8%を占めるのに対して、中国では僅か14.7%と、ウェイトは低い水準に抑えられている（図5）。米国の例を見ても、CPIに占める住宅類価格のウェイトは40%に達し、庭の草刈などのような細かい項目もカバーされるなど、個人消費支出により密着した構成となっている。

図5 中国と香港のCPI構成比較

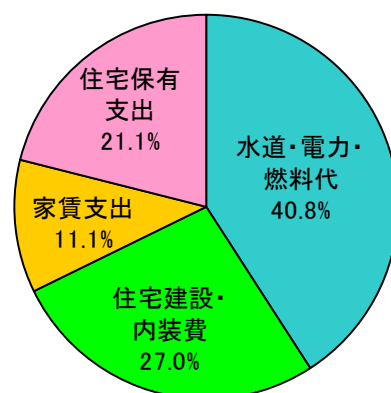


(注)その他には各種サービス・交通・通信・衣類・酒タバコ等を含む、
住居には電気・水道・ガス代を含む

(出所) 香港統計処および中国国家統計局発表内容より
三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

さらに、中国の住居類CPIの構成にも非合理的なウェイト配分の問題がある。計4項目から構成される中国の住居類CPIのうち、「水道・電力・燃料代」と「住宅建設・内装材料費」の2項目が約70%と大半を占めるのに対し、「住宅保有支出」（住宅ローン返済・管理費・修繕費などを含む）と「家賃支出」はそれぞれ僅か21%と11%に止まる（図6）。

図6 中国CPIの住居類価格の構成



(注) 住宅保有費には住宅ローン返済、管理費、修繕費などを含む

(出所) 中国国家統計局発表内容より
三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

上述したように、都市部における近年の住宅価格の急騰につれて、個人の住宅保有支出と家賃支出の2項目が急増しているにもかかわらず、その状況は住居類CPIの構成に反映されていない。このため中国におけるインフレの現状、個人のインフレに対する実感、および統計数値との間に大きなギャップが存在する。中国の住宅関連支出の構成が社会的な変化を反映せず、個人支出の現状から大きく掛け離れているという統計上のゆがみがあるとも言える。

今回中国で発生しているインフレは、過剰流動性によるものであるため、今後の食品価格や住宅価格の持続的な上昇は、以前のインフレ発生時よりも中低所得者の生活を圧迫するであろう。今後、物価の現状を的確に反映し、マクロ施策の参考になるようなインフレ統計制度の改善が課題となる。

以上

(2011年2月9日)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

(執筆者連絡先)

栢三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在 范小晨

Email : xiao_chen_fan@hk.mufg.jp

住所 : 6/F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong



中国石炭業界の現状と今後の見通し

三菱東京 UFJ 銀行（中国）
企画部 企業調査チーム
アナリスト 郭 擎晴

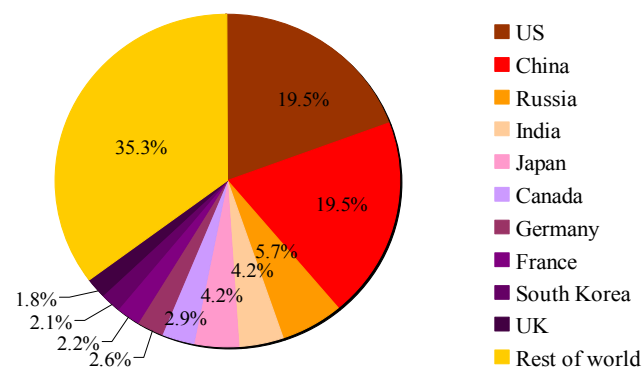
中国は世界最大の石炭消費国であると同時に世界有数の石炭資源保有国でもあり、国内石炭業界が主要産業の一つとしての位置付けにあるほか、海外からの石炭輸入を通じて世界の石炭市場にも影響を与えうる存在となっている。そこで本稿では、中国石炭業界の現状を振り返るとともに今後の見通しについてまとめた。

1. 世界における中国の位置付け

(1) 消費量

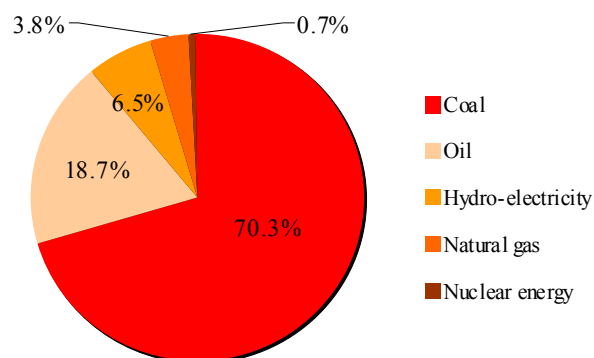
中国は米国にほぼ並ぶ世界で 2 番目のエネルギー消費大国で、2009 年には世界の一次エネルギー消費量の 19.5%を占めた（図表 1）。主なエネルギー源としては石炭・石油・水力・天然ガス・原子力があるが、中国はとりわけ石炭への依存度が高く、中国の一次エネルギー消費量全体の約 7 割が石炭といった状況にある（図表 2）。このため、中国は世界最大の石炭消費国となっており、1 カ国で世界全体の石炭消費量の 3 分の 1 以上を消費している。

図表 1：世界の一次エネルギー消費量の
国別構成比（2009 年）



(Source) BP Statistical Review of World Energy, BTMU(China) Corporate Research Team

図表 2：中国の一次エネルギー消費量の
動力別構成比（2009 年）



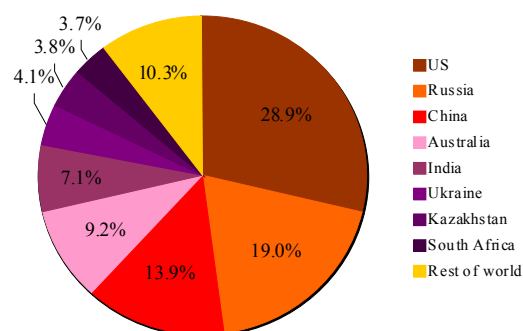
(Source) BP Statistical Review of World Energy, BTMU(China) Corporate Research Team

(2) 石炭埋蔵量

一方、中国の石炭埋蔵量は 2009 年末時点で 1,145 億トンに達しており、中国は世界有数の石炭資源保有国でもある。世界全体の石炭埋蔵量に占める中国のウエイトは 13.9%で、米国・ロシアに次ぐ位置付けにある（図表 3）。

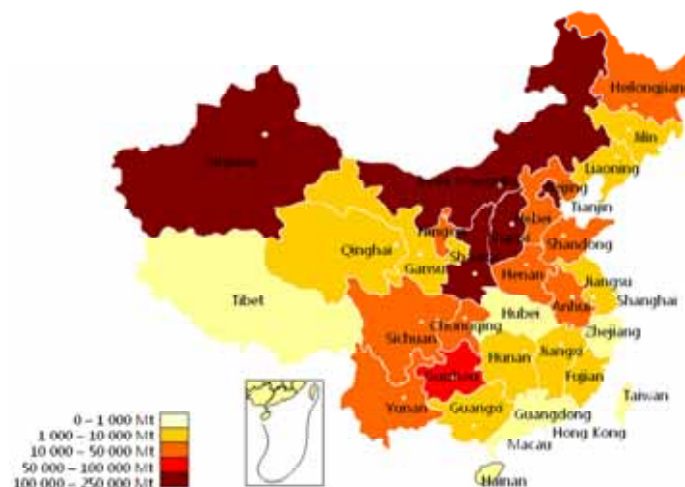
中国における石炭の埋蔵地域は、上海や浙江省など一部の省市を除く幅広い範囲に広がっているが、特に埋蔵量が大きいのは新疆自治区・内蒙古自治区・山西省・陝西省などの内陸部である（図表 4）。

図表 3: 世界の石炭埋蔵量の国別構成比 (2009 年)



(Source) BP Statistical Review of World Energy, BTMU(China) Corporate Research Team

図表 4: 中国における石炭埋蔵地域



(Source) Coal InfoMine, BTMU(China) Corporate Research Team

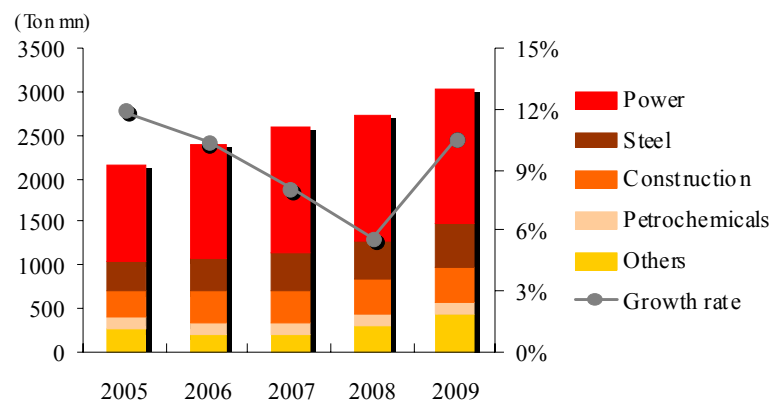
2. 市場動向

(1) 需要

中国における石炭消費状況を用途別にみると、電力・鉄鋼・建設資材・石油化学の 4 分野合計で 9 割を占める。このうち、電力分野の石炭消費量が最も大きく、中国の石炭消費量全体の 5 割強を占めている。

中国の石炭消費量は、高水準での経済成長や工業化・都市化の進展に合わせて、2005 年の 21.7 億トンから 2009 年の 30.2 億トンへと平均年率 9.3% 増のペースで拡大してきた（図表 5）。

図表 5: 中国の石炭消費量

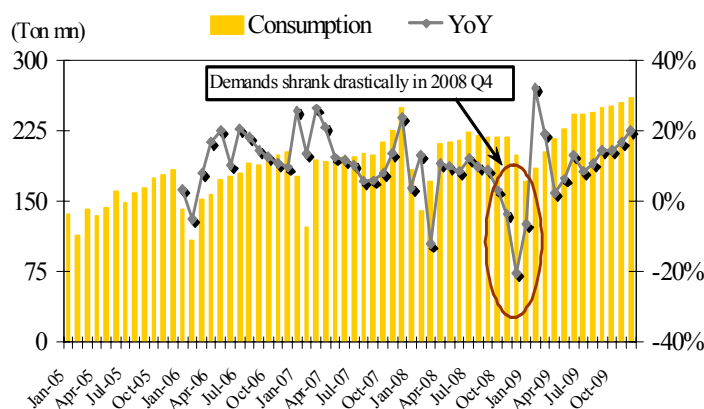


(Source) CEIC, National Bureau of Statistics of China, BTMU(China) Corporate Research Team

ただし、年毎にみると、2005 年から 2008 年にかけて、石炭消費量の伸び率自体は前年比 11.9% 増から同 5.6% 増へと縮小傾向を辿った（図表 5）。2007 年には景気過熱やインフレ拡大を懸念した中国政府が金融引き締め政策を採ったことから景気が減速、さらに 2008 年後半以降は世界景気後退の影響も加わり（図表 6）、幅広い用途分野で石炭需要が落ち込んだ（図表 7）。

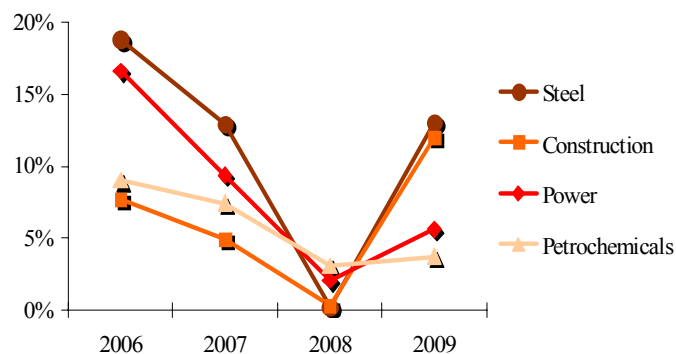
また、近年、中国政府がエネルギー消費量の拡大抑制に力を入れ始め、鉄鋼やセメント等の素材関連業種においてエネルギー効率の低い小規模設備を廃棄するなどの政策を推し進めたことも、構造的に石炭消費量の伸び率鈍化を後押しした。

図表 6: 中国の石炭消費量(月次)



(Source) CEIC, CCTID, BTMU(China) Corporate Research Team

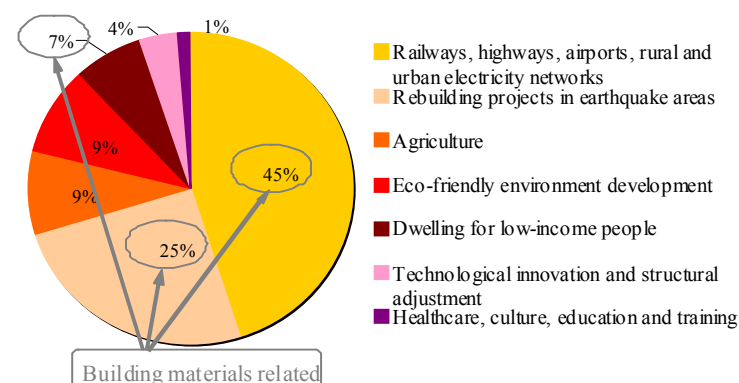
図表 7: 用途別の石炭消費量(前年比伸び率)



(Source) CEIC, National Bureau of Statistics of China, BTMU(China) Corporate Research Team

もともと、2009 年には石炭消費量の伸び率は再び前年比 10.6%増に急回復した。これは中国政府による 4 兆元の内需拡大策や金融機関による 10 兆元の新規融資実行の効果が現れ、電力・鉄鋼・建設資材・石油化学の 4 分野で石炭消費量が回復したことが主因。特に中国政府による 4 兆元の内需拡大策はその 8 割が建設関連であったため（図表 8）、鋼材や建設資材の生産が急拡大した。

図表 8: 中国政府による 4 兆元投資の内訳



(Source) The National Development and Reform Commission, BTMU(China) Corporate Research Team

(2) 供給

一方、中国の石炭生産量は、2005 年の 22.1 億トンから 2009 年の 29.8 億トンへと平均年率 7.9% 増のペースで増加した。

主な石炭生産地は内蒙古自治区・山西省・陝西省・河南省などで、中国の 31 省市のうち、上位 10 の省市が中国全体の石炭生産量の約 8 割を占めている（図表 9）。

このうち、内蒙古自治区（Inner Mongolia）と山西省（Shanxi）は近年、中国内で最も石炭を生産している省であり、両者を合わせると中国全体の石炭生産量の約 4 割を占める。

この間、中国政府が非効率で環境保護や安全性確保への対応が不十分な小型炭鉱の閉鎖を推進しており、過去 5 年で約 14,000 ヲ所（生産能力合計は約 5 億 3 千万トン）の炭鉱が閉鎖を余儀なくされた模様（図表 10）。山西省はもともと小型の炭鉱が多かったことから、こうした政府の方針を受けて最近の石炭生産量が伸び悩んでいる。新疆自治区（Xinjiang）は、石炭埋蔵量は大きいものの、石炭生産量は中国全体の 3%程度にとどまる。同自治区は沿海部を中心とする消費地から最も遠いうえ、消費地向けの石炭輸送能力が不足していることが主因と考えられる。

図表 9: 中国の省市別の石炭生産量

(Ton mn)

	2005	share	2006	share	2007	share	2008	share	2009	share
Inner Mongolia	256	12%	298	13%	354	14%	465	18%	601	20%
Shanxi	554	25%	581	24%	630	25%	609	23%	594	20%
Shaanxi	152	7%	183	8%	204	8%	226	9%	296	10%
Henan	188	9%	195	8%	193	8%	209	8%	230	8%
Shandong	140	6%	141	6%	145	6%	147	6%	144	5%
Guizhou	180	8%	118	5%	109	4%	118	5%	137	5%
Anhui	85	4%	83	3%	93	4%	119	5%	128	4%
Sichuan	81	4%	86	4%	96	4%	86	3%	104	3%
Heilongjiang	95	4%	103	4%	101	4%	82	3%	87	3%
Hebei	86	4%	84	4%	87	3%	79	3%	85	3%
Xinjiang	39	2%	43	2%	49	2%	67	2%	76	3%
Other provinces	349	16%	458	19%	465	18%	586	15%	502	17%
Total	2205	100%	2373	100%	2526	100%	2793	100%	2984	100%

(Source) CEIC, BTMU(China) Corporate Research Team

図表 10: 中国内で閉鎖された小型鉱山の総数・生産能力

	2005	2006	2007	2008	2009	05-09
Number of mines	5,290	2,562	4,011	1,054	1,088	14,005
Capacity (Ton mn)	150	110	170	50	50	530

(Source) SXCoal, BTMU(China) Corporate Research Team

このように中国における石炭の生産は内陸部が中心であるが、浙江省や広東省などの沿海地域での石炭消費量が大いいため、両地域間で鉄道による長距離輸送を行うことが必要となっている。

しかしながら、そうした鉄道輸送能力の整備は遅れているのが実情である。3 大石炭生産地である内蒙古自治区・山西省・陝西省の他地域向け生産量（各省生産量－同省内の消費量）と、これら生産地と消費地を結ぶ鉄道の石炭輸送能力を比較すると、毎年 100 万トン前後の輸送能力が不足している計算となる（図表 11）。

図表 11: 3 大石炭生産地の他地域向け生産量とこれら生産地と消費地を結ぶ鉄道の石炭輸送能力の比較

(Ton mn)	2005	2006	2007	2008	2009
Net production					
Inner Mongolia	116	76	168	243	385
Shanxi	295	295	334	325	271
Shaanxi	92	107	123	137	210
Total	503	478	625	705	866
Railway capacity					
Daqing Line	200	250	300	350	400
Shenshuo Line	100	100	145	155	200
Shuohuang Line	64	100	100	100	180
Total	364	450	545	605	780
Deficiency	139	28	80	100	86

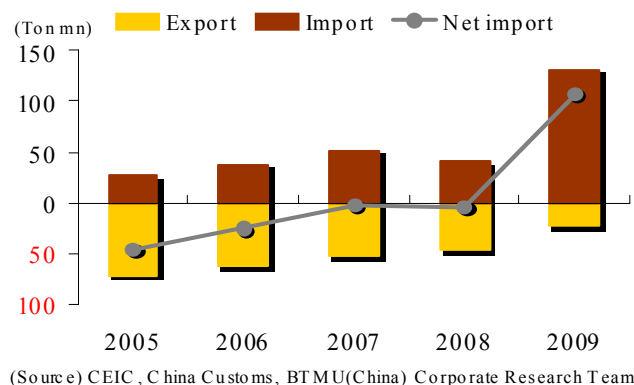
(Source) CEIC, BTMU(China) Corporate Research Team

(Note) Net production = Local production - Local consumption;
2009 figures are upon estimation due to inavailability

このため、域内の消費量に比べて国産石炭の供給が足りない沿海地域では、国産石炭のみならず海外からの輸入石炭の消費量も拡大傾向を辿っている（図表 12）。

その結果、中国全体の輸出入バランスをみても、2008 年までは石炭の輸出が輸入を上回る「輸出超過」の状態にあったが、需要が拡大した 2009 年には輸入（1.3 億トン）が輸出（0.2 億トン）を上回る「輸入超過」に転じている。

図表 12: 中国の石炭輸出量と輸入量



(3) 価格

2008 年 3Q までは、石炭消費量が国内生産量を上回る勢いで拡大するなか、石炭価格は上昇傾向を辿った（図表 13）。

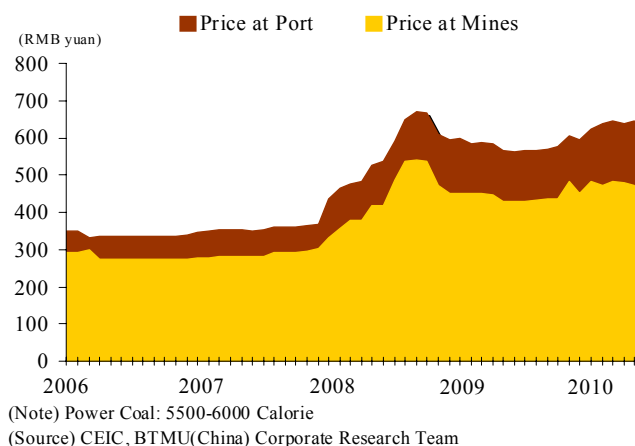
2008 年 4Q には世界景気後退の影響で石炭需要が落ち込んだことや割安な輸入石炭との競合が強まったことなどを背景に石炭価格は下落したが（図表 14）、2009 年半ば以降は需要が持ち直すにつれ石炭価格も再び上昇基調に転じている。

石炭価格の上昇には輸送コストの増加も影響している。既述の通り生産地から消費地への輸送能力が逼迫するなかで輸送コストが上昇傾向を辿っており、足元では生産地の石炭価格と消費地の石炭価格の差が 120～180 人民元に達している（図表 13）。

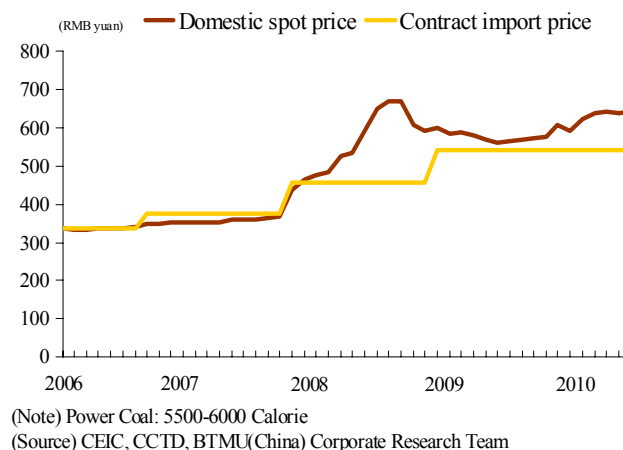
加えて、中国政府主導による小型炭鉱の閉鎖も石炭価格の上昇に影響している。小型炭鉱の閉鎖が業界全体としての供給能力の拡大ペースの鈍化に繋がったうえ、これまで低コストでの運営がなされてきた小型炭鉱の閉鎖が進んだことで、業界全体のコストアップに繋がった。

すなわち、大型炭鉱が国営企業もしくは省営企業により運営されているのに対し、小型炭鉱は町村レベルで運営されているケースが多い。そうした小型炭鉱の中には、正式な許認可を取得していないばかりか、作業員の安全確保や環境対策の面で本来必要となる設備投資を行わず、また納税を逃れるなどして低コストを維持してきた先が少なくない模様である。

図表 13: 中国における国産石炭のスポット価格



図表 14: 国産石炭価格(消費地)と輸入石炭価格



(4) 業界構造・収益状況

中国には約 9,000 社もの石炭会社が存在するが、近年では大手グループによる寡占度が高まりつつある。中国全体の石炭生産量に占める上位 10 グループの生産割合は 2005 年時点では 25%であったが、2009 年には 32%に高まった（図表 15）。また、2005 年時点では年商が 50 億人民元を超えるのは上位 100 グループのうちの 2 グループに過ぎなかったが、2009 年には 10 グループに達した。

図表 15: 中国の石炭会社上位 10 グループの石炭生産量

(Ton mn)	2008		2009	
		Production		Production
1	Shenhua Group	282	Shenhua Group	328
2	China Coal	114	China Coal	125
3	Shanxi Coking Coal Group	80	Shanxi Coking Coal Group	81
4	Shanxi Datong Coal Mine Group	69	Shanxi Datong Coal Mine Group	75
5	Shaanxi Coal and Chemical Industry Group	60	Shaanxi Coal and Chemical Industry Group	71
6	Anhui Huainan Mining Group	57	Anhui Huainan Mining Group	67
7	Heilongjiang Longmay Mining Group	55	Henan Coal	57
8	Henan Coal	45	Lu'an Group	55
9	Lu'an Group	42	Heilongjiang Longmay Mining Group	55
10	Shenma Group	41	Yankuang Group	50
Total of top 10		845		963
Total of nationwide		2,793		2,984

(Source) CEIC, BTMU(China) Corporate Research Team

中国の石炭会社全体の業績をみると、売上高は 2005 年の 5,912 億人民元から 2009 年の 17,380 億人民元へと平均年率 30.9%増のペースで拡大。同期間に営業利益と当期利益もそれぞれ平均年率 37.8%増、同 40.9%増の勢いで増加した。

もっとも、年毎の変化をみると、2009 年の売上高当期利益率は 12.7%と依然高水準にあるとはいえ前年 (15.3%) に比べて低下した。これは、2008 年 4Q 以降の石炭価格低下の影響に加え (2009 年通年で前年比▲9%)、低コストの小型炭鉱の閉鎖や中国政府による資源税の導入などを背景に生産コストが 2%程度上昇したことが主因と考えられる。

図表 16: 中国の石炭会社全体の業績

(Rmb mn)	2005		2006		2007		2008		2009		05-09
		YoY		YoY		YoY		YoY		YoY	
Sales revenue	591,245	42.2%	746,115	26.2%	959,308	28.6%	1,531,515	59.6%	1,737,994	13.5%	30.9%
Operating profit	64,307	61.4%	75,733	17.8%	113,795	50.3%	253,647	122.9%	231,557	-8.7%	37.8%
Profitability	10.9%	-	10.2%	-	11.9%	-	16.6%	-	13.3%	-	-
Net profit	56,100	60.4%	69,054	23.1%	102,218	48.0%	234,845	129.7%	220,831	-6.0%	40.9%
Profitability	9.5%	-	9.3%	-	10.7%	-	15.3%	-	12.7%	-	-

(Source) CEIC, BTMU Corporate Research Division

この間、上位 4 グループの中核上場企業の業績をみると、2009 年の売上高当期利益率は 13.2%~22.4%と上述の中国の石炭会社全体 (同 12.7%) を上回る収益性を確保している (図表 17)。これには、事業規模の大きさや仕入先・販売先に対する価格交渉力の強さに加え、研究開発投資を通じて高い生産効率やエネルギー効率を実現していることが寄与した模様。

また、周辺事業への多角化で先行していることも、これら上位グループの収益性の高さの源泉になっているとみられる。上位 100 グループでは、総収入の 36.4%が石炭事業以外からの収入となっており、業界最大手の神華 (Shenhua) グループでも、石炭・発電・輸送の 3 大事業が収入のそれぞれ 64%・22%・14%を占めている (図表 17)。

図表 17: 上位 4 グループの中核上場企業の業績

China Shenhua Energy (SH:601088) - Shenhua Group											
(Rmb mn)	2005		2006		2007		2008		2009		05-09
		YoY		YoY		YoY		YoY		YoY	Ave
Revenue	52,242	-	65,186	24.8%	82,107	26.0%	138,292	68.4%	155,255	12.3%	31.3%
Coal	39,926	-	53,303	33.5%	65,949	23.7%	88,834	34.7%	99,896	12.5%	25.8%
Power	10,879	-	17,381	59.8%	24,387	40.3%	29,994	23.0%	33,794	12.7%	32.8%
Transportation	-	-	14,527	-	18,191	25.2%	19,464	7.0%	21,565	10.8%	14.1%
Operating profit	23,684	-	24,762	4.6%	29,959	21.0%	36,201	20.8%	45,077	24.5%	17.5%
Net profit	18,012	-	19,392	7.7%	23,148	19.4%	29,156	26.0%	34,745	19.2%	17.9%
Profitability	34.5%	-	29.7%	-	28.2%	-	21.1%	-	22.4%	-	-
China Coal Energy (SH:601898) - China National Coal Group											
Revenue	30,061	-	30,227	0.6%	36,428	20.5%	52,283	43.5%	53,730	2.8%	15.6%
Coal	25,374	-	24,044	-5.2%	27,059	12.5%	38,299	41.5%	41,542	8.5%	13.1%
Coke	1,591	-	2,035	27.9%	4,451	118.7%	6,712	50.8%	3,597	-46.4%	22.6%
Machinery	2,011	-	2,739	36.2%	3,525	28.7%	4,740	34.5%	6,089	28.5%	31.9%
Operating profit	4,429	-	5,173	16.8%	9,101	75.9%	7,974	-12.4%	9,026	13.2%	19.5%
Net profit	3,551	-	3,384	-4.7%	6,406	89.3%	6,376	-0.5%	7,093	11.2%	18.9%
Profitability	11.8%	-	11.2%	-	17.6%	-	12.2%	-	13.2%	-	-
Xishan Coal Electricity (SZ:000983) - Shanxi Coking Coal Group											
Revenue	5,617	-	6,977	24.2%	7,803	11.8%	13,255	69.9%	12,337	-6.9%	21.7%
Coal	5,381	-	5,857	8.8%	6,639	13.4%	11,965	80.2%	10,835	-9.4%	19.1%
Power	236	-	1,035	338.6%	1,055	1.9%	1,183	12.1%	1,221	3.2%	50.8%
Operating profit	1,420	-	1,436	1.1%	1,598	11.3%	3,994	149.9%	2,996	-25.0%	20.5%
Net profit	975	-	1,010	3.6%	1,093	8.2%	2,985	173.1%	2,296	-23.1%	23.9%
Profitability	17.4%	-	14.5%	-	14.0%	-	22.5%	-	18.6%	-	-
Datong Coal Mine (SH:601001) - Shanxi Datong Coal Mine Group											
Revenue	3,248	-	3,930	21.0%	5,109	30.0%	8,395	64.3%	9,495	13.1%	30.8%
Coal	3,232	-	3,912	21.0%	5,083	29.9%	8,333	63.9%	9,416	13.0%	30.6%
Operating profit	641	-	747	16.5%	863	15.5%	2,568	197.6%	2,695	4.9%	43.2%
Net profit	663	-	739	11.5%	877	18.7%	1,915	118.4%	2,000	4.4%	31.8%
Profitability	20.4%	-	18.8%	-	17.2%	-	22.8%	-	21.1%	-	-

(Note) Individual listed company may not represent the whole group's operation result.

(Source) Annual reports, BTMU(China) Corporate Research Team

3. 今後の見通し

(1) 需要

今後も中国経済が年率 8~10%程度の成長を続けると見込まれるなか、石炭需要も拡大を続けよう。ただし、以下の諸事情を勘案すると、石炭消費量の拡大ペースは過去 10 年の平均値（年率 8%増）を下回る年率 5~6%増となりそうだ。

まず、中国政府がエネルギー消費量の抑制を目的に、素材関連業種等を対象にエネルギー効率の低い小規模設備を廃棄するなどの政策を継続する可能性が高い。

また、中国の電力供給において、今後も火力発電が主体であることに変わりはないとみられるが、中国政府は風力・水力・原子力等を利用した電力供給を増やすことで、火力発電への依存度を現在の 72%から 2020 年までに 65%へ引き下げる方針を打ち出している。このため、火力発電の発電量および同用途向けの石炭消費量の伸びが緩やかに鈍化していくことが予想される。

鋼材・セメントの生産量も拡大基調が続こうが、不動産バブルを懸念する中国政府が不動産投資抑制策を導入、今後も追加的な政策が打ち出される可能性が高いことから、建設資材向けの鋼材・セメントの生産量および同用途向けの石炭消費量の伸びが鈍化することが予想される。

石炭からメタノール等の化学品を生産する石炭化学の分野では 30%程度の供給能力過剰が指摘されている。したがって、同分野における石炭消費量の拡大には多くを期待できそうにない。

(2) 供給

この間、供給面についてみると、中国石炭会社の上位グループの生産能力増強が続く一方で小型炭鉱の閉鎖が続くとみられるうえ、鉄道を中心に国内の石炭輸送能力が不足している状況を改善するのもにも相当の時間がかかると予想されることから、国内の石炭供給能力の拡大ペースは年間 1 億トン程度にとどまる公算大。

これを年率換算すれば 3~4% 増のペースとなり、上述の需要拡大ペースを下回る可能性が高い。このため、今後も中国全体としてみれば、国産石炭の供給不足を輸入石炭で補う構図が続くことになりそうだ。

(3) 参入企業の事業環境

国内の需給バランスがタイトに推移し、かつ輸送費上昇等のコストアップ要因が続くとみられることを勘案すると、石炭価格は総じて緩やかな上昇傾向を辿ることになる(注 1)。つれて海外からの輸入石炭の価格も上昇基調を辿ることが予想される。

(注 1) ただし、火力発電向け石炭の「契約価格(≠スポット価格)」については、インフレ過熱を警戒する中国政府から 2011 年の価格と 2010 年の価格を同一とするように求める通達が出されている。

こうした石炭価格のトレンドは当然のことながら参入企業の収益上プラスの要因となろうが、一方では環境対応コストの増加や資源税の税率引き上げ等の追加的なコスト増加も見込まれるため(注 2)、各社においては価格上昇に捉われることなくコスト削減や周辺事業への多角化等による収益増強に継続的に取り組んでいくことが肝要と言える。この点については既述の通り上位グループが優位に立っており、この先、上位グループとそれ以外の石炭会社の収益格差が一段と広がることを予想される。

(注 2) 現在の資源税の課税スキームは、省市毎に料率が異なるものの、石炭生産量 1 トン当たり 2~4 人民元を徴収する決まりとなっている。しかしながら、2010 年に中国政府は石炭販売額の 3~5% を徴収する新しいスキームを発表、新疆自治区から適用をスタートさせており、この先、全国に適用地域が広がる可能性が高まっている。石炭販売額の 3~5% とは、現在の石炭価格を前提とすると石炭生産量 1 トン当たり 12~21 人民元を徴収するのとはほぼ同義となり、実現すれば大幅な課税強化となる。

以 上

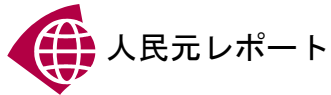
(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国) 企画部 企業調査チーム 郭 擎晴 (英語可・日本語不可)

住所: 上海市浦东新区陸家嘴環路1233号匯重大厦22楼

TEL: 86-21-6888-1666 内線 5363 Email: guo_qing_qing@cn.mufg.jp

日本語でのご照会は企業調査部(香港)の大榎(852-2249-3030、yasutaka_oenoki@hk.mufg.jp)まで



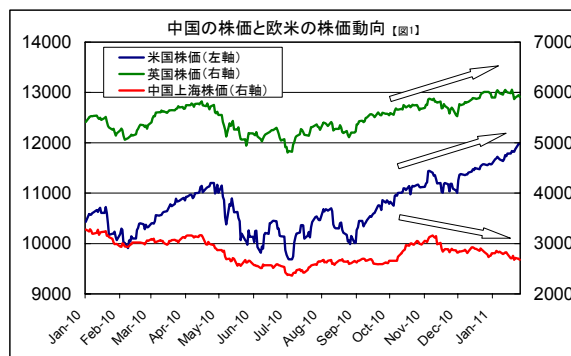
中国資本市場の動向について

三菱東京UFJ銀行（中国）
市場業務部
金融市場グループ次長 田中 裕公

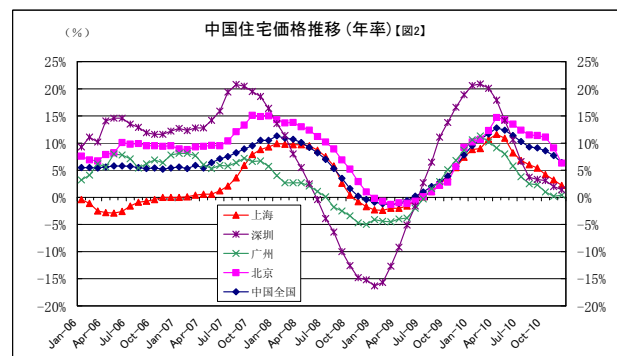
昨年10月突然の利上げにより、それまで続けてきた『緩和的な金融政策』に区切りが打たれ、12月の中央工作会議では、2011年度について『穏健な金融政策』に方針転換が決定された。今後の政府の政策運営に、資本市場も当然影響を受ける。資本市場にどのような影響が出てくるのか考察してみたい。

《世界の株価と関連しない中国株価》

2010年7月以降、米國小売売上高が反転上昇し景気の回復期待が出始めたことや、米国の追加金融緩和政策により、グローバルに株価は反転上昇し、【図1】の通り上昇トレンドが続いている。しかしながら中国の株価は、当局が昨年10月の利上げ後間髪を入れずに11月に預金準備率を引上げ、早期な利上げの姿勢を示したことを機に、下落トレンドに転じている。不動産についても、昨年中旬に導入された不動産価格抑制策が徐々に効果を見せ始め、【図2】の通り価格上昇速度は徐々に低下している。更に国務院は1月27日に全国規模で不動産税導入を行う方針を表明、追加抑制策を打ち出した。今回は試験的に上海と重慶で課税することとし、課税内容はそれぞれ地域で異なっているし、また一部を除き既存取引には課税されないため、住宅価格の大幅な下落を誘うものではないが、今後価格の上昇は抑えられるものと見込まれる。但し今後も顕著な改善が見られない場合は、既存取引にも課税するなど更なる規制強化もあり得、これらは明らかに株価の重石となろう。



出所：ブルムバーグデータより市場業務部作成



出所：中国国家统计局より市場業務部作成

《不動産税の内容》

（上海）新規の購入物件につき住人1人に対し60平米を上回る場合、総額の70%が課税対象。税率は新築民間住宅の平均価格の2倍未満は0.4%、2倍以上は0.6%。

（重慶）新規の購入物件につき新築民間住宅の平均価格の3倍未満は0.5%、3倍以上4倍までが1.0%、4倍以上が1.2%。別荘は既存取引も対象。

《中資系銀行の増資》

更に株価の重石になっているのが銀行の増資である。当局は自己資本比率の目線として11.5%の達成を求めているものと見られる。【表1】の通り直近の五大銀行の自己資本比率は、中国農業

銀行を除き当局の目線を達成している。中国農業銀行は昨年7月に香港市場でIPO（Initial Public Offering:新規株式公開）を実施し上場を果たしたが、まだ当局の目線に達していない。また今回中国農業銀行に加え、大手株式制銀行である興業銀行と民生銀行の資本拡充計画が表明された。五大銀行（工商、建設、中国、農業、交通）、株式制銀行8行（招商、中信、興業、民生、浦東発展、深圳、華夏、光大）、都市銀行3行（南京、寧波、北京）の2010年上半期自己資本比率は平均で11.0%、内10行が11.5%を未達である。報道では更に14.0%に目線を引き上げる検討もされていることから、一段の資本調達が必要となり更なる株式市場への重石となる可能性がある。

各中資系銀行の2010年9月末業績概要【表1】

銀行名	UNIT	中国工商銀行	中国建設銀行	中国銀行	中国交通銀行	中国農業銀行	民生銀行	興業銀行
総資産額	CNY(Bil)	13,417.8	10,579.1	10,102.4	3,802.7	10,117.1	1,764.4	1,810.3
融資残高	CNY(Bil)	6,571.5	5,368.0	5,433.5	2,174.9	4,619.7	973.3	814.1
ROAE	%	23.38	24.51	19.75	17.85	22.04	16.89	22.37
不良債権比率	%	1.15	1.17	1.258(*)	1.22	2.15	0.80(*)	0.49
自己資本比率	%	11.57	11.64	11.73	12.53	11.38	10.77(*)	11.30

出所:ブルームバーグデータ 注) *は2010年6月末決算

《今年の歳出の見込み》

1月20日に中国財務省が発表した2010年の財政赤字は速報で約6,500億元(約8兆1,250億円)となりGDP(国内総生産)に対する比率は1.6%となった。内訳は歳入が21.3%増の8兆3,100億元。歳出が17.4%増の8兆9,600億元となった。当初中国政府は歳入を8%増、歳出を11.4%増とする財政赤字1兆500億元と見込んでいた。歳入が予想を上回った理由は、前年の歳入が低水準だったことに加え、好調な外需や物価上昇の中、輸入品に課せられた付加価値税、消費税、自動車税等の税収が予想を上回ったことが主因となっている。また2011年の財政赤字目標を9,000億元とし内訳を中央政府が7,000億元、地方政府が2,000億元とする見通しである。

財政赤字額の目標と実績【表2】

	2011年目標	2010年目標	2010年実績	2009年目標	2009年実績
財政赤字	9,000億元	10,500億元	6,500億元	9,500億元	9,500億元
内、中央政府	7,000億元	8,500億元	4,500億元	7,500億元	7,500億元
内、地方政府	2,000億元	2,000億元	2,000億元	2,000億元	2,000億元
全国財政赤字の名目GDP比	2.0%	2.8%	1.6%	3.0%	2.8%

《中国の債券市場》

2010年年間の債券発行額が【表3】の通り公表された。政府国債の発行額(除く地方政府債)は15,878億人民元であり、2010年度償還残高5,763億元を踏まえると、計画を上回り発行されているが、実績を比べると発行し過ぎてしまった状況にあると見られる。また、中銀手形は外貨準備額が増えたことで、為替取引により市場に過剰に供給された資金を吸収しなければならず、金額の発行残高が増加したことが分かる。金融債の発行額を見ると、2010年は当局が前述の通り、銀行各行に対し資本増強を行う対応を進めたものの、劣後債の持ち合いを制限したことから、発行額は減少し2009年以前の水準に戻ってしまった。また一方でCP(Commercial Paper:短期社債)とMTN(Medium Term Notes:中期債券)の件数は前年比大きく増加している。前年では高格付けの国営企業などが発行者の主体となっていたが、昨年はその裾野が拡大したと言える。徐々に金利の自由化が段階を追って進んでいることの表れと言えよう。企業債券の残高は減少傾向である。審査機関が中国人民銀行の傘下であるNAFMII(National Association of Financial Markets Institution Investors:中国銀行間市場交易商協会)であることから、審査・認可機関が国家機関である国家発展改革委員会の企業債券と比べその手続の簡易さから、今後もCP、MTNの更なる市場の拡大が見込まれる。ここには記載がないが香港における債券発行も今後は注目されることとなろう。今

のところ中国の本土の外資企業が発行した点心債（Dimsum Bond：オフショア人民元債券）は香港上海銀行や東亜銀行の中国現地法人やマクドナルドといった非常に限定的な企業の発行に留まっている。またミニ適格外国機関投資家制度（Mini-QFII）について制度が作られたとの報道があるが、オフショアからのホットマネー流入をもたらす懸念もあり、インフレが落ち着くまで、実施は限定的となるものと思われる。

各種債券年間発行額【表3】

単位:件、億元	FY2010		FY2009		FY2008		FY2007		FY2006	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
政府債券	81	17,878	117	16,214	29	7,247	30	21,883	23	6,953
記帳式国債	60	14,582	59	12,718	26	6,665	29	21,849	21	6,553
備蓄国債(証書式)	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-
備蓄国債(電子式)	11	1,296	8	1,495	3	581	1	34	2	400
地方政府債	10	2,000	50	2,000						
中銀手形	119	46,608	81	39,740	122	42,960	143	40,721	98	36,574
金融債券	97	14,172	105	14,749	85	11,783	95	11,905	79	9,550
政策性銀行債	70	13,193	54	11,678	58	10,809	67	10,932	61	8,980
国家開発銀行	41	8,500	25	6,701	24	6,200	29	6,801	35	6,300
中国輸出入銀行	13	1,893	12	1,964	14	1,794	15	1,630	7	680
中国農業発展銀行	16	2,800	17	3,014	20	2,816	23	2,501	19	2,000
商業銀行債券	22	930	43	2,846	27	974	20	823	16	525
特殊金融債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノンバンク債券	5	50	8	225	0	0	8	150	1	30
証券会社債	-	-	-	-	-	-	-	-	1	15
証券会社短期融資券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業債券	182	3,627	192	4,252	71	2,367	89	1,720	49	995
中央企業債券	24	1,644	39	2,029	27	1,683	32	1,205	19	652
地方企業債券	156	1,977	153	2,223	44	684	57	515	30	343
CP	442	6,742	263	4,612	269	4,339	263	3,349	242	2,920
ABS	-	-	0	0	26	302	16	178	7	116
MTN	223	4,924	172	6,885	41	1,737	-	-	-	-
外国債券	-	-	1	10	0	0	-	-	1	9
国際機構債券	-	-	1	10	0	0	-	-	1	9
集合債券	19	47	4	13	-	-	-	-	-	-
合計	1,167	95,088	935	86,475	643	70,735	636	79,756	499	57,116

〔出所:中国債券信息网データより市場業務部作成〕

《今年の資本市場について》

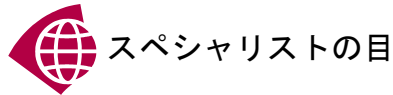
2007～08年は総量規制に伴い銀行貸出が制限されていた。一方、中国の債券市場は拡大を続け、昨年・一昨年と一般企業の発行する債券が拡大し、直接金融市場の発展が進んだ。しかし今年は再度過剰流動性を吸収するため、銀行貸出は抑制されると見られる。よってCPやMTNについては一段と発行残高が増えてくると考えられる。国債発行は需給面から少なくなるものと見られる。

日本は1990年3月に不動産融資総量規制が示達され、各銀行は不動産融資の伸び率を貸出全体以下の伸び率に抑えることが求められた。不動産に対する資金の供給が限定的となったことがバブルの崩壊が起こった一つの原因と考えられている。そもそも中国は不動産への融資が当初より制限されていることから、今回の融資規制の影響が一気に拡大するとは思われないが、一連の規制影響は注意深く見てゆきたい。

以 上
(2011年1月30日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部
E-mail:hirokuni_tanaka@cn.mufg.jp
TEL:+86-(021)-6888-1666(内線)2950



税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容のうち、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務（担当：山崎 学）

Question：

中国・シンガポール租税条約に対する税務局解釈指針（以下、「解釈指針」）のうち、キャピタルゲイン条項（資産の価値の 50%以上が直接的或いは間接的に不動産で構成されている株式）に関する新解釈について教えてください。

Answer：

解釈指針の中で、国家税務総局は種々の租税条約の条項の実施についての理論的観点、解釈および実施ガイドラインを示しました。また、中国が外国と締結した条約の条項と、中国・シンガポール条約の条項と内容が一致した場合、解釈指針の規定は他の条約の同じ条項の解釈及び実施に適用されると示しています。

中国・シンガポール租税条約第 13 条第 4 項によれば、一方の締結国の居住者が保有する株式で、その資産の価値の 50%以上が直接的或いは間接的に他方の締結国に所在する不動産で構成されている株式（以下「不動産保有会社の株式」）の譲渡益は、他方の締結国に課税権があるとされています。中国と租税条約を締結した国や地域の租税条約で規定される居住者の間で最もよく見られる商業活動が、上述の株式の譲渡です。従って、この点に関する解釈指針の規定が最も重要であると言えます。不動産保有会社の株式の条項について、日中租税条約は中国・シンガポール租税条約のような明確な規定はありませんが、実務上、このような問題に対して、解釈指針も参考になると考えられます。

ポイント

解釈指針によると、不動産保有会社、つまり資産の価値の 50%以上が直接・間接的に中国内の不動産で構成されている会社株式についてのシンガポール居住者の譲渡益は、売却株式の会社が中国で設立された会社であるか否かに関わらず、中国が当該譲渡利益に対する課税権を有します。とはいうものの、中国が課税権を有していても、それらの譲渡利益が中国内で直ちに課税対象になるというわけではなく、課税対象となるには当該譲渡利益が中国の国内税法に基づく課税対象であるか否かに依拠します。

税務局解釈指針は更に「不動産保有会社」の定義に対する 50%基準の判定について詳細に記述しています。

- 暫定的な緩和措置として、資産における不動産の価値が 50%基準に該当するか否かを決定する期間を売却時点から過去 3 年以内の範囲に限定しています。
- 50%基準の判定に際し、売却株式の会社が直接保有する不動産に加え、当該会社が間接的に保有する不動産にも留意する必要があります。間接保有の場合の 50%基準の判定方法については、税務局解釈指針の中に具体的な数字を用いた例で説明されています。基本的には、会社の持ち株構成の階層数や各階層での出資比率に関わらず、子会社孫会社等によって保有される中国内の不動産も含めて考える必要があります。

この解釈の目的は、シンガポール居住者が持ち株を売却する「不動産保有会社」を定義するところにあり、不動産保有会社に対するシンガポール居住者の持ち株比率や売却比率にかかわらず、課税権は中国に帰します。

PwC の解説及び見解

どちらの締結国が「不動産保有会社」株式の譲渡益に対する課税権を有するかを決定するには、「直接的或いは間接的に価値の 50%以上が不動産で構成されている株式」という文言が非常に重要な意味をもちます。

- 「3 年の期間」について

中国・香港租税条約の解釈を示した国家税務総局の国税函[2007]403 号（以下「403 号通達」）で、国家税務総局は株式の所有期間全体のいずれの時期においても資産における不動産の価値が 50%基準に該当する場合、その株式は不動産保有会社の持株とみなされるという見解を明らかにしました。この解釈は、居住者にとって思わぬ不利な結果をもたらしかねません。たとえば、新しい製造会社が事業の開始前に土地を購入し工場を建設する必要がある場合には、その時点で 50%基準に該当することとなり、その結果「不動産保有会社」とみなされる可能性があります。403 号通達は中国・香港租税条約と同様の条項を有する他国との租税条約にも適用されるため、この判断基準はこれらの他国との間における租税条約で規定される居住者にも影響を与えます。解釈指針は、暫定的な緩和措置として不動産価値が総資産の 50%を超えているかを決定する期間を譲渡前 3 年間に限定しているので、この解釈においては上述の不利な影響が緩和されます。

- 不動産の間接的所有

50%基準の判定に売却株式の会社が間接的に所有する不動産を考慮しなければならないと、解釈指針は改めて表明しています。

この解釈は国連モデル租税条約に基本的に沿ったもので、中国の税務当局が初めて公式な見解を示したものです。明確な解釈が出たため、売却株式の会社が「不動産保有会社」ではないと租税条約で規定される居住者が証明することは、不動産の保有割合を子会社・孫会社を含めて判断す

る必要があるため、さらに困難になると思われます。また、租税条約で規定される居住者が課税権の権限に基づいた条約による保護を求めても、中国税務当局から詳細な調査を受けることが増えていくでしょう。これは、「不動産保有会社」を含めた中国企業の株式売却による非居住者のキャピタルゲインに対する税務管理を強化しようとする、国家税務総局のここ数年の取り組みを反映するものです。

- 資産価値の決定方法

解釈指針は、資産もしくは不動産の価値の決定方法について詳細を明らかにしていません。中国・香港租税条約の類似条項に対する解釈を示す国家税務総局の国税函[2008]685号では、「年度末の帳簿価額」を資産価値計算の基準とすると規定されています。インフレの環境下では通常、不動産の帳簿価額は市場価格を下回りますので、この規定は租税条約で規定される居住者にとって有利な解釈であるといえます。解釈指針には明示されていないため、中国・シンガポール租税条約及び中国が締結した他の租税条約の関連条項についても、この解釈に基づいて50%基準判定のための資産価値を計算しても不合理とは言えないと考えられます。もちろん、国家税務総局がさらに明確な指針を示すことが望まれます。

キャピタルゲイン、特に株式譲渡益課税についての解釈指針の規定が、租税条約で規定される居住者（多国籍企業や投資ファンド等を含みます）に広範囲の影響を与えることは疑いの余地がありません。厳しい解釈は、今後、中国の課税権を守るために条約による保護認定を厳格に運用し、条約の乱用を取り締まるという国家税務局の決意の表れです。

租税条約で規定される居住者としては現在の持株構成を見直し、解釈指針の厳しい解釈から発生する潜在的な中国税務リスクを判定する必要があります。さらにはタックスプランニングのスキームを考慮するに当たり、この解釈指針によるこれまでになく包括的で踏み込んだ解釈を十分に参考とすべきでしょう。

（執筆者連絡先）

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel : 86+21-23238888

Fax : 86+21-23238800

人事:ステージごとに異なる中国人材マネジメント取り組み (1) - 3つのステージ -

マーサー ジャパン
コンサルタント 内村 幸司

2010年度中国の実質国内総生産（GDP）成長率は10.3%となり、中国は日本を上回り世界第2位の経済大国に登り詰めました。沿海部都市住民の可処分所得上昇に加え、内陸部都市住民の可処分所得の上昇も更に加速しています。世界最大の市場として今年も中国市場の存在感の高まりは止まることを知らないでしょう。魅力的な市場ゆえに競争も激しくなり、日系企業各社は中国で勝ち抜くための施策立案・実行に迫られているのではないのでしょうか。

各社取り組み課題の中に中国人材マネジメントの変革を掲げている企業も数多く見受けられます。これまで中国における人材マネジメントは現地法人任せであった日本本社も、変革をリードする形で関与するケースが多くなっています。社内においてこれまで中国市場に全く関係のなかった人も中国関連の課題解決にかりだされており、今後ますます多くの人が中国に関わっていくことになるでしょう。しかし、より多くの経営資源（ヒト・モノ・カネ）を投入する一方で課題も多岐に亘り、中国に関わる人が多くなった分、課題認識や責任・権限の範囲も曖昧になり、人材マネジメント施策がなかなか進展しないという状況も見受けられます。

そこで本稿では多様化・複雑化する中国人材マネジメント上の課題を整理する視点として「3つのステージ」という概念を紹介し、それぞれのステージにおける課題解決のヒントを複数回に亘って紹介したいと思います。自社における中国法人がどのステージにあるのか、何を優先的に取り組むべきなのか、中国において効果的に人材マネジメント施策を展開するための一助になれば幸いです。

1. 多様化する課題とステークホルダー

「人件費高騰を受けたワーカー報酬制度見直し」「中国新規進出にあたっての従業員報酬水準調査」「営業力を強化するための人材マネジメント」「現有組織の労務リスクの洗い出し」「現地化推進」「現地開発体制の強化」「現有法人を統括拠点に統合するにあたっての人事制度統合」「日本採用中国人材の派遣パッケージ策定」「適正な中国役員報酬水準と体系構築」「中国幹部候補の育成」等、これらは当社へよく問い合わせがある課題の一例です。中国において様々な課題が並存し、それらが複雑に絡みあっています。課題解決の受益者も現地を含む社内において相反する場合も多く、社内コンフリクトを避けたいと思う気持ちが強くなり、課題を捉える視点が内向きになってしまう場合もあります。施策展開の優先順位はあるべき姿の実現を踏まえては検討されず、結局、最大公約数的な課題のみに取り組むようになります。その結果、施策は弥縫策に止まってしまうケースが散見されます。

競争の激しい中国市場においては各種課題の早期解決が求められています。上記に挙げた課題をすべてゆっくりと解決している時間はありません。また、複雑に絡み合う利害関係を乗り越えて課題解決ロードマップを描き、実行していく頼もしいリーダーの登場を待つ時間はありません。

本稿は着手小局を否定するものではありません。もし着手できることが限られているならば、中国における自社の課題の構造を整理し、どの施策を行うことが最も必要なのかを見極める必要があります。

ではどのように課題構造を整理し、取り組むべき課題を見極めるべきでしょうか。

2. 課題を整理する視点ー中国進出における人材マネジメント3つのステージー

筆者は長年在中国日系企業を見てきましたが、各社の中国法人が似たような変化を通じて成長していくことに気付きました。まずは駐在員の中国や中国人に対する認識が変わり、その認識変化に基づいて中国人社員を処遇し、コアとなる中国人社員を見出し育成して難度の高い施策に取り組んでいくという変化と成長です。この変化過程を経ずに成果を収めている会社はあまり見ることはありません。もちろん人材マネジメントだけでは片付かない課題もあるので限定的な考察になってしまうのですが、この変化を高速で達成することが中国で成功する人材マネジメントの要件になっているのではないのでしょうか。

そこで、それぞれの変化を「ステージ」に擬えて、「基準策定ステージ」「基盤構築ステージ」「施策展開ステージ」と称してみました。本稿ではこれら3つのステージを考察し、自社の課題構造を整理し、取り組み課題を見極める視点として提案したいと思います。

(1) 基準策定ステージ

このステージは「異文化対応ステージ」と言い換えてもいいかもしれません。中国労働市場の特徴や背景を理解し、中国は日本と違うということを現地日本人トップはもちろんのこと、ミドルマネジャーも含め理解し、どういう基準で中国人材を処遇していくかという基準を策定することが求められます。

当たり前のことですが、中国は日本と違います。ただし、未だに中国拠点を新規に設立する際に「とりあえず日本の制度をもっていくつもりです」という会社が散見されます。日本の評価基準を適用し現地社員とコミュニケーションした結果「中国人は日本と違って会社に対する忠誠心がない」「中国人はより高い報酬を求めてすぐジョブホップする」といった認識をもつ方々が未だに存在します。こうした認識が正しいのかどうかは次回詳しく説明いたしますが、決して国民性を背景とした特徴ではなく、正しい認識とは言えません。もし現地オペレーションを司る駐在員がこのような認識であるならば、中国人材の活用に限界があるのは容易に推察できます。現地人材を巻き込み、難度の高い施策に取り組むことは難しいでしょう。

個人レベルでは中国人材の就業観や中国労働市場の特徴を理解し、中国人材に対し適切なコミュニケーションを行っている駐在員は多くいます。しかし、適切にコミュニケーションしている駐在員が個人レベルで存在しているとしても、組織において適切な処遇基準がない場合は、人材の確保・活用にバラつきが生じるだけとなります。また、駐在員は必ず帰国するという最も流動性の高い人材であり、当該ステージをクリアーしている駐在員が居たとしても、その駐在員が帰国した場合、元の木阿弥になります。

中国人材を確保し活用するためには、中国人材の就業観や労働市場の特徴を理解し、また、会社が中国事業において何を目指し、その実現のために社員個々人に何を求めるのかを「基準」として策定する必要があります。そして、それを組織の処遇・育成基準に据える必要があります。組織として社員をどのような考え方で処遇し、確保・活用するか、自社の方向性を示しつつ、中国の社会・経済環境に即した会社と社員のコミュニケーションのための基準作り、これが中国に進出した会社が最初にクリアすべきステージです。

(2) 基盤構築ステージ

このステージは「オペレーション対応ステージ」と換言してもよいでしょう。最低限の法人設立の目的を果たすためのオペレーションを立ち上げるステージです。中国は

「常に何かが起こる市場」です。進出先当局との関係構築、社員の不正問題、処遇に関する社員とのトラブル等は日常茶飯事です。最近では労働争議問題への対応もありました。今後、団体交渉への対応も必要になってくるでしょう。こうした中国特有の事情を乗り越えながら売上・生産目標を達成できるオペレーション体制を構築するのが当該ステージの最初のタスクになります。そして「基準策定ステージ」で策定した基準をベースとして、社員を方向付け・動機付けながら日々のオペレーションをまわし、その結果に対して処遇するための仕組みづくりが必要になってきます。つまり、人事制度設計・導入・運用もこのステージで行われます。

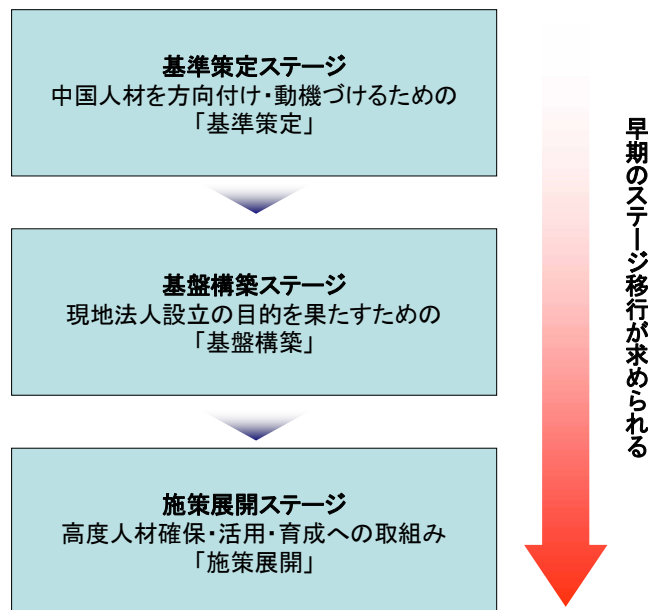
(3) 施策展開ステージ

このステージは「戦略対応ステージ」であり、自社特有の課題に取り組むステージになります。具体的課題の例としては高度なもののづくりの実現、マーケティング・営業活動の強化、開発部門の中国への移転・強化等が挙げられます。これらの課題に取り組むにあたり、高度人材の確保・育成が人材マネジメント上の解決すべきテーマになるでしょう。このステージは特にクリアした状態の定義はなく、「基準」「基盤」のステージをクリアして初めてスタート地点に立つというイメージです。自社固有の戦略的な課題に取り組むにあたっては、単に中国の商習慣に精通している、マネジメントスキルが高い人材だけでなく、自社の理解・経験を有する人材が必要になります。こうした高度人材を如何に確保し、育成してくかが当該ステージで検討すべきテーマです。

日系企業の中には総経理の人柄等でこうした人材が確保・育成できる場合があります。しかし、総経理の人柄等、不確実なものに依拠して人材確保・育成を目指しても、その駐在員が帰国した場合、その人材の確保は危うくなります。確保できればまだよい方で、確保できない可能性も十分にあります。こうしたリスクを軽減し、より高い確率でコア人材を確保するためには組織的な取り組みが必要になってきます。この組織的な取り組みを行うためには、人材を方向付け・動機付けるための仕組みが必要になります。つまり、基準策定ステージと基盤構築ステージをクリアする必要があります。そして、自社特有の高度な課題を解決することができる人材を確保・活用・育成のステージに突入することになります。

実際は1つ1つ順を追ってステージを登っていくわけではありませんが、中国に進出して成果をあげるためには、早期に施策展開ステージに到達することが求められます。事業環境によっては、3つのステージを同時並行的に実施するくらいの勢いで実施していく必要がある場合も少なくありません。当面の中国人材マネジメントのゴールは施策展開ステージに到達することでしょう。そのためには基準策定ステージと基盤構築ステージを早期にクリアすることが求められます(図1参照)。

図1 中国進出における人材マネジメント上のステージ



ではどのようにして各ステージを迅速にクリアしていくのか、何をするべきなのか。各ステージにおける具体的な取組みを「基準策定ステージ」から次回より詳しく説明していきたいと思っています。

(執筆者連絡先)

日本：マーサー ジャパン 株式会社
東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー37 階
TEL：03-5354-1483 (代表) FAX：03-5333-8137
内村 幸司 E-mail：koji.uchimura@mercer.com

上海：美世諮詢マーサー・コンサルティング
上海市淮海中路 300 号新世界大厦 36 階
TEL：021-6335-3358 (代表) FAX：021-6361-6533
前川 尚大 E-mail：takahiro.maekawa@mercer.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝阳区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天 津 支 店 天津 濱 海 出 張 所	天津市南京路75号 天津國際大廈21樓 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連経済技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666

三菱東京UFJ銀行

瀋 陽 駐 在 員 事 務 所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	7F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6758
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 海外業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。